

令和五年第五回定例会（自  
令和五年九月八日）

# 草津町議会定例会議録

草津町議会

令和五年第五回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和五年第五回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和五年第五回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和五年  
第五回定例会  
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号（九月四日）	
議事日程	五
会議に付した事件	六
出席議員（十一名）	六
欠席議員（なし）	六
説明のため出席した者	六
事務局職員出席者	七
開会及び開議の宣告	八
議事日程の報告	八
会議録署名議員指名	八
会期決定	九
町長行政報告	九
議長議会報告	一六
議案第一号（議案第九号の一括上程）説明	一八

報告第一号の報告	三二
議案第十号～議案第二十七号の一括上程、説明	三四
総括質問	四八
議案第二十六号及び議案第二十七号の質疑、討論、採決	六〇
議案第十号～議案第二十五号の委員会付託	六二
報告第二号の報告	六三
報告第三号の報告	六四
報告第四号の報告	六四
請願・陳情書上程、委員会付託	六五
議事予定の決定	六六
散会の宣告	六六

第二号（九月八日）

議事日程	六九
会議に付した事件	七〇
出席議員（十一名）	七〇
欠席議員（なし）	七一
説明のため出席した者	七一
事務局職員出席者	七一
開議の宣告	七三

議事日程の報告	七三
付託議案にかかる委員長報告	七三
議案第一号の質疑、討論、採決	八三
議案第二号く議案第四号の一括質疑、討論、採決	九六
議案第五号く議案第七号の一括質疑、討論、採決	九八
議案第八号及び議案第九号の一括質疑、討論、採決	九八
議案第十号及び議案第十一号の一括質疑、討論、採決	九九
議案第十二号の質疑、討論、採決	一〇〇
議案第十三号及び議案第十四号の質疑、討論、採決	一〇〇
議案第十五号く議案第十七号の一括質疑、討論、採決	一〇一
議案第十五号く議案第十七号の再議請求	一〇九
議案第十五号の再議、採決	一一〇
議案第十六号の再議、採決	一一一
議案第十七号の再議、採決	一一一
議案第十八号の質疑、討論、採決	一一一
議案第十九号の質疑、討論、採決	一一九
議案第二十号の質疑、討論、採決	一二二
議案第二十一号く議案第二十四号の質疑、討論、採決	一二三
議案第二十五号の質疑、討論、採決	一二五
陳情書にかかる委員長報告	一二五

議員派遣の件	一二七
付託議案外にかかる委員長報告	一二八
一般質問	一二九
十番 黒岩 卓君	一二九
三番 有坂 太宏君	一三九
閉議及び閉会の宣告	一四三
署名議員	一四五

草津町告示第四十号

第五回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和五年八月二十八日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和五年九月四日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- 議案第 一号 令和四年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 二号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 三号 令和四年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 四号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 五号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 六号 令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 七号 令和四年度草津町水道事業会計決算認定について
- 議案第 八号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計決算認定について
- 議案第 九号 令和四年度草津町千客万来事業会計決算認定について
- 議案第 十号 温泉門広場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 十一号 温泉門駐車場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 十二号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 十三号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 十四号 草津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 十五号 草津町健康増進センターの管理及び利用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 十六号 御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 十七号 草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について
- 議案第 十八号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第三次）
- 議案第 十九号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）
- 議案第 二十号 工事請負契約事項の変更について
- 議案第 二十一号 温泉引用許可について
- 議案第 二十二号 温泉引用許可について
- 議案第 二十三号 温泉引用許可について
- 議案第 二十四号 温泉引用許可について

議案第二十五号 温泉引用者移転許可について

議案第二十六号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

議案第二十七号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて

報告第一号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について

報告第二号 令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について

報告第三号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について

報告第四号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について

第一日  
九月四日  
(月曜日)

本  
会  
議

令和五年第五回草津町議会議事日程（第一号）

令和五年九月四日（月曜日）午前十時開会

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 会議録署名議員指名
- 第四 会期決定
- 第五 町長行政報告
- 第六 議長議会報告
- 第七 議案上程  
議案第一号から議案第九号まで  
決算審査報告
- 報告第一号・監査報告
- 議案第十号から議案第二十七号まで
- 第八 総括質問（決算議案にかかると）
- 第九 議案第二十六号及び議案第二十七号 質疑・討論・採決
- 第十 議案第十号から議案第二十五号 委員会付託（別紙付託案）
- 第十一 報告第二号から報告第四号
- 第十二 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）

第十三 議事予定の決定（別紙案）  
 第十四 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（十一名）

一 番	直 井 新 吾 君	二 番	安 齋 努 君
三 番	有 坂 太 宏 君	四 番	市 川 祥 史 君
五 番	安 井 尚 弘 君	六 番	小 林 純 一 君
七 番	金 丸 勝 利 君	八 番	上 坂 国 由 君
九 番	湯 本 晃 久 君	十 番	黒 岩 卓 君
十 一 番	宮 崎 謹 一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
企 画 創 造 課 長	田 中 浩 君	税 務 課 長	熊 川 一 記 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩 原 健 司

議 会 書 記

新 田 美 幸

健康推進課長	和 田 修 君	福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君
土 木 課 長	川 島 和 武 君	生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君	上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君
こどもみらい課長	高 井 洋 一 君	温 泉 課 長	関 亘 君
教育委員会事務局長	白 鳥 正 和 君	ベ ル ツ こ ど も 園 長	橋 爪 保 君
総 務 課 主 査	清 水 聡 之 君	総 務 課 主 任	田 中 芙 由 美 君

開 会 午前十時

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。今年の夏は、草津も大変暑い日が続いております。九月になりましたが、ま

だまだ今日はちよっと蒸し暑いということでございます。

申合せ事項によりまして、ネクタイ着用は六月から九月までは自由というふうになっておりますので、本日はネクタイを外されても結構でございますので、暑かったら外していただいて結構だと思います。

それから、また今日は暑いので後ろのガラス戸が開いておりますので、ご承知おき願いたいと思います。ジャケットも、ご自由にしてください。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和五年第五回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定によりまして定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

三番、有坂太宏議員、八番、上坂国由議員の両議員を指名いたします。

### ◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、八月二十三日に開催された議会運営委員会にて協議した結果、本日から十一日までの八日間とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より十一日までの八日間と決定いたしました。

### ◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

黒岩町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。定例議会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、前回、令和五年第四回定例議会から本開催の定例議会までの間の行政報告をさせていただきます。

六月十一日、第二十回西吾妻少年武道大会が草津町総合体育館で開催され、開会式において選手たちに激励の挨拶を行ってまいりました。

六月十二日、J R高崎支社長が来庁され、退任の挨拶を受けました。

六月十二日、長野県の山ノ内町長が表敬訪問され、町長室で近況に関する懇談と情報交換を行いました。

六月十四日、株式会社草津観光公社の定時株主総会が天狗山レストハウスで行われ、出席をしておりました。

六月十二日、国土交通省関東地方整備局品木ダム水質管理所長が来庁され、町長室において着任の挨拶と国交省関連工事等の近況報告を町長室で受けました。

次に、新型コロナウイルスワクチン事業の春の接種事業については、草津町としては、六月十五日より草津町保健センターに集団接種会場を設置し、今回も職員を総動員し、医療関係の皆様方にご協力をいただき、万全の体制を整えて取り組んでまいりました。今回の春開始接種につきましては、六十五歳以上の方と十二歳から六十四歳までの基礎疾患をお持ちの方、また医療従事者等及び高齢者施設従事者等の方々を対象に、八月末現在で千五百人の方が接種されております。九月以降には秋開始接種として、十二歳以上の全ての方に対して接種を実施してまいりたいと思っております。

続きまして、六月十六日、気象庁前橋地方気象台長が来庁され、町長室にて挨拶を受け、意見交換を行いました。

六月二十一日、国土交通省関東地方整備局品木ダム水質管理所の前所長が来庁され、町長室において退任の挨拶を受けました。

六月二十二日、草津温泉観光協会の定時社員総会が草津町商工会で開かれましたが、私が都合つかず、副町長に代理出席をさせました。

六月二十三日、観光協会の主催により第七十七回温泉感謝祭の説明会が役場大会議室で行われ、祭典委員長として挨拶を行いました。

六月二十三日、万代鉦の対応に係る進捗状況について、草津町議会の視察が行われ、現地にて状況説明を行いました。万代鉦の関係につきましては、昨年の九月下旬から継続して改善の取組をしており、議会の皆様には全員協議会を通じて定期的に報告をしてきましたが、今回の視察によってご覧いただいたとおり、依然、現場は緊張感を持った対応が続いております。草津町の将来のために、引き続き復旧に向けて総力を結集し、最大限の努力をしてまいりる所存でございます。

続きまして、六月二十六日、中之条町役場において、吾妻郡町村会定例会、広域理事会及び広域議会が開催され、出席してまいりました。

六月二十七日、長野県東御市において、令和五年度東部湯の丸インター関連道路網整備促進期成同盟会の定期総会が開催され、企画創造課長に代理出席をさせました。

六月二十九日、西吾妻衛生施設組合の第二回臨時会が長野原町役場にて開催され、出席してまいりました。

六月二十九日、令和五年度の草津町スポーツ協会総会が役場大会議室で行われ、挨拶及びスポーツ各賞の授与を行いました。

六月三十日、人事異動に伴い退任される中之条税務署長が来庁し、挨拶を受けました。

六月三十日、群馬県国保連合会職員が来庁され、幹事として町長室にて出向監査を行いました。

七月一日、長野県山ノ内町で執行された開山祭に観光課長を代理出席させました。

七月三日、草津温泉感謝祭第七十七代女神に宮本紘さんが選ばれ、観光協会の主催によって報道各社にお越しいただき、役場応接室にて認証式と記者発表を行いました。

七月三日、国際協力機構（JICA）の海外協力隊として、草津町出身の霜田晋さん（二十六歳）が陸上競技の分野でインドネシアに派遣されるため、町長室にて激励式を執り行い、メッセージを贈りました。

七月三日、株式会社リクルートによる意見交換会がホテル高松を会場に開催され、挨拶をしてまいりました。会場では、旅行マーケットなどの方針の説明を受け、草津温泉への誘客支援や地域活性化に向けた意見交換を行ってまいりました。

七月四日、群馬県飲食業生活衛生同業組合の方々が来庁され、懇親会へ出席し挨拶を行ってまいりました。

七月五日、群馬県議会の議長と副議長が着任の挨拶に来庁され、挨拶を交わしました。

七月五日、社会福祉法人にしあがつま福祉会の理事長が来庁され、町長室にて着任の挨拶を受けました。

七月六日から七日にかけて、令和五年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会が草津町を会場に開催され、議長と共に出席いたしました。全国十一市から首長や議長など約五十人が出席し、総会における議案審議のほか、役員改選の承認を行いました。また、栗生楽泉園納骨堂において慰霊献花式を行ったほか、重監房資料館の見学を行っていただきました。さらに、栗生楽泉園自治会との意見交換を行うなど関係機関の皆さんと療養所の将来構想についての議論を深めました。

続きまして、七月七日、原水爆禁止国民平和実行団が草津町を訪問され、教育長が対応しました。

七月十二日、第七十三回社会を明るくする運動の関係で、草津町の保護司会長と更生保護女性会長が来庁され、町長室においてメッセージの伝達を受けました。

七月十二日、旅行エージェント及びマスメディア関係者をお招きし、草津温泉観光プロモーションを開催いたしました。

「時代の積層と共に歩む」と題したテーマで講演を行い、参加された多くの旅行エージェント及びメディアの方々より高い評価をいただきました。また、当日は温泉門の予定地、天狗山や湯畑や裏草津地蔵の現地視察も併せて行いました。

七月十三日、群馬県町村会が来庁し、町長室において監査委員として令和四年度決算の監査を行いました。

七月十四日、海外姉妹都市交流事業の草津中学生ホームステイに関わる壮行会が役場応接室で開かれ、派遣生徒たちに激励のメッセージを贈りました。このホームステイ事業は四年ぶりに実施され、八月三十一日には派遣生徒全員が無事に帰国してまいりました。

七月十八日、人事異動に伴い新たに着任した中之条税務署長が来庁し、町長室にて挨拶を受けました。

七月二十日から二十六日の日程で、姉妹都市締結記念事業（ビッシンゲン市六十周年・カルロビヴァリ市三十周年）として、欧州訪問を行ってまいりました。議長ほか議員等、総勢七名で訪問しましたが、行程の報告を次のとおりさせていただきます。

七月二十一日には、ベルツ博士の墓地を訪問させていただき、草津町の恩人に対して、心を込めて哀悼の意を捧げました。七月二十二日には、バロックのお城の見学を行ったほか、四月に町長室で表敬訪問を受けたカタリーナ氏が館長を務めるホルンモンドハウス博物館、通称ベルツ記念館とも言われますけれども、見学し、ベルツ先生を紹介する展示室の説明を受けました。その後、ベルツ先生の生家近くのメッター公園を見学いたしましたが、ここには昭和三十七年に草津町が贈呈したベルツ先生の記念碑が建立されております。夕方からは、姉妹都市締結記念式典及び調印式が開催され、多くの市民が見守る中、挨拶をさせていただきました。式典では、バイオリンやチェロやコントラバスの生演奏が行われ、式の終わりには日本語で「ふるさと」を会場の全員で歌いました。

七月二十三日には、チェコ共和国カルロビヴァリ市へ移動し、市長のお出迎えを受け、記念品の交換と調印式を執り行いました。

七月二十四日には、磁器工場、ハンナ・ベルツ日本庭園を見学したほか、ヨーロッパにおいて多くの芸術家が訪れた帝国浴場（カイザーバード）を見学いたしました。

七月二十五日には、ドイツ・フランクフルトに移動し、帰路につきました。

今回の欧州訪問に関しては、見聞を広める視察的な行程は一切組まずに、公式行事のみの過密スケジュールとなりましたが、両市の長い歴史を積み重ねた姉妹都市交流において、節目の事業として大変有意義な訪問ができたものと感じております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な影響を受ける中、特に電気料や物価高騰の影響が著しい状況にあることから、町民生活の支援を行うことと町内経済の活性化を図ることを目的とし、全町民の皆様を対象に、第五弾となる草津町くらし応援商品券事業を実施しております。七月二十五日より商品券の交付を行い、八月三十一日現在で五千六百三十五人、交付率は九二・八%となっております。

次に、七月二十七日、令和五年度上信自動車道建設促進期成同盟会の総会が東京都の自民党本部において開催され、副町長に代理出席をさせました。

七月二十七日、非核平和行進自治体要請団が草津町を来庁されました。

次に、草津町スポーツ協会主催による第五十五回町民海水浴が七月二十七日から二十九日にかけて葉山町で実施をされました。議会、町民、協会役員等の総勢四十名が参加し、葉山町の皆さんから歓迎を受け、七月二十八日に行われたレセプションにおいて、町長として挨拶を述べてまいりました。

七月三十日、奥志賀高原の森の音楽会が開催され、副町長に代理出席をさせました。

次に、七月三十一日、西吾妻安全安心まちづくり連絡会の総会が長野原町役場で開催され、出席してまいりました。

八月一日、国交省が提唱する「水の日」の普及活動の一環として、今年は西の河原公園において「水」を連想させるブルーライトアップを実施し、水の大切さに関する普及啓発を行いました。

八月一日、第七十七回草津温泉感謝祭の開催にあたり、湯善神参拝の神事に出席したほか、観光協会が主催した式典に出席し、挨拶をしてまいりました。八月二日に行われた歓迎会では、群馬県知事をはじめとして、官公庁、報道機関、エージェント関係など多くの方々に参加いただき、実りある情報交換ができました。

八月三日、草津町農業委員会が開催され、新たに委員となった方々への委嘱状の交付を行いました。新たに農業委員会の会長には、浅香勝さんが選任をされました。

続きまして、八月五日、第七十五回「二十歳のつどい」が八月五日に音楽の森コンサートホールで挙行され、式典には二十歳を迎える五十四名が出席し、約四十名の来賓の方々にお越しをいただき、町長としてお祝いの挨拶を述べさせていただきました。

続きまして、八月九日、群馬銀行SDGs私募債に係る寄附贈呈式が町長室で行われ、発行企業であるアイ・ケイ・ケイ株式会社代表取締役より寄附を受けました。

続きまして、八月十五日、台風七号の接近に備えて警戒準備室を設置して、各課に対応準備を指示しました。幸いなことに大きな災害にはなりませんでしたが、今後も危機管理体制については強化していきたいと思えます。

続きまして、第四十三回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバルが八月十七日から三十日までの十四日間にわたって開催され、開校式及びウェルカムパーティーにおいて歓迎の挨拶をしてまいりました。今回は、海外からマスタークラスの先生を招聘し開催することができ、入場者は五千二十五人となり、盛況のうちに終了いたしました。ちなみに、昨年度が千九百六人ということで、大分元に戻ってきたということがございます。

八月十七日、チェコ共和国の駐日特命全権大使が音楽アカデミーの鑑賞に合わせ夫婦で来町されました。音楽の森セミナーハウス、通称美智子ハウスにてお出迎えをいたし、歓迎し、情報交換をさせていただきました。

続きまして、八月二十二日、品木ダム水質管理所長が来庁され、町長室において挨拶を受けました。

八月二十四日、國學院大學の観光まちづくり学部生徒二十六名が来庁し、大会議室において「草津温泉再生の軌跡」というテーマで、私のほうから約一時間、講演をさせていただきました。

続きまして、八月二十五日、中之条町役場において、吾妻郡町村会定例会、広域理事会及び広域議会が開催され、出席してまいりました。

次に、草津町収入役等を歴任した黒岩哲雄氏が瑞宝双光章を受賞したことから、八月二十九日に町長室にて叙勲伝達式を執り行いました。黒岩哲雄氏については、三十四年という長きにわたり草津町に奉職し、特に二期八年の期間、草津町収入役として重責を果たされ、そのほかにも東殿塚区長を六年務めるなど多くの要職に就かれ、草津町の発展に大きく寄与したということと叙勲の対象になったものと理解しております。

次に八月二十九日、陸上自衛隊十二偵察隊の大隊長が来庁され、町長室にて就任の挨拶を受けました。

次に、一人暮らし高齢者配食事業につきまして、七十歳以上の一人暮らしの高齢者から申込みを受け、月二回、お弁当の宅配サービスを行う事業であり、高齢者の安否確認も兼ねて、令和二年度から実施しております。八月三十一日現在、お申込みいただいている方は、昨年度比で十名増えて二百三十三名、五月からの実施以来、延べ千六百八十八食の配食実績となっております。

次に、九月一日、防災の日に合わせて草津町消防団のソフトボール大会が本白根第二グラウンドにおいて実施され、開会式で激励の挨拶を行ってまいりました。

九月二日、前口区の運動会が区民館で開かれ、挨拶をしてまいりました。

以上、私からの行政報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終了いたしました。

## ◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

六月二十二日、西吾妻地区防犯協会定期総会が長野原警察署において開催され、黒岩総務観光常任委員長と出席をいたしました。

同日、草津温泉観光協会の定時社員総会が草津町商工会で開催され、出席をいたしました。

六月二十三日、万代鉦の現地視察を議員各位と町長と共に行いました。現地では、硫化水素ガスなどに注意しながらの復旧作業が行われており、この状況を見て、議会といたしましても今後引き続き復旧に向けて町と協力体制を取ってまいりたいと思っております。皆さんから、いろいろ万代鉦については現地というお話ありましたが、なかなか現地の作業状況、また危険防止ということから、六月二十三日に町長の理解をいただき、ご案内したわけでございます。

六月二十六日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会が中之条町役場で開催され、金丸副議長と出席し、終了後、吾妻環境施設組合議会臨時会及び吾妻郡林業振興協会総会に出席をいたしました。

六月二十八日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議員会が長野原町役場で開催され、金丸副議長と上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

六月二十九日、第二回西吾妻衛生施設組合議会臨時会、第二回西吾妻福祉病院管理運営協議会、第二回西吾妻福祉病院組合議会臨時会が長野原町役場で開催され、金丸副議長、上坂民教土木常任委員長と共に出席をいたしました。また、同日、草津町スポーツ協会総会が開催され、出席をいたしました。

六月三十日、新人議員研修会が前橋市町村会館で開催され、直井議員が出席をいたしました。

七月二日、第四十四回長野原警察署長・西吾妻地区防犯協会長杯ソフトテニス大会が長野原町総合運動場で開催され、出席をいたしました。

七月六日及び七月七日にかけて、令和五年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会が草津町を会場に開催され、

町長と共に出席をいたしました。また、懇親会がホテルヴィレッジで開催され、金丸副議長と出席をいたしました。翌日には、栗生楽泉園納骨堂での慰霊献花式、重監房資料館などの見学、栗生楽泉園自治会と意見交換を行いました。

七月七日、原水爆禁止国民平和大行進団が訪問され、対応いたしました。

七月十二日、草津温泉観光プロモーションがホテル高松で行われ、挨拶を行ってまいりました。

七月十九日から七月二十六日の八日間、先ほど町長からも報告がありましたドイツ、ビーティヒハイム・ビッシンゲン市との姉妹都市締結六十周年記念式典及びチェコ、カルロヴィ・ヴァリ市との姉妹都市締結三十周年の記念式典に町長ほか議員三名等と総勢七名で参加し、ビーティヒハイム・ビッシンゲン市及びカルロヴィ・ヴァリ市とさらなる友好関係を築くことができました。

七月二十一日、第一回重監房資料館運営委員会が栗生楽泉園で開催され、上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

七月二十七日、非核平和行進自治体要請団が訪問され、対応いたしました。

七月二十八日、七月二十九日、神奈川県葉山町に議員全員と町長と共に表敬訪問を行い、親睦を深めてまいりました。また、町民海水浴レセプションに参加し、草津町民、葉山町民及び関係者との交流を図ってまいりました。

八月一日、草津温泉感謝祭湯善神参拝が光泉寺で開催され、出席をいたしました。

八月二日、草津温泉感謝祭懇親会がホテル一井で開催され、議員各位と出席をいたしました。

八月五日、草津町「二十歳のつどい」が草津音楽の森国際コンサートホールで開催され、議員全員が出席し、新成人の皆さんにお祝いの挨拶をさせていただきました。

八月十七日、第四十三回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバルの開校式に出席をいたしました。また、歓迎パーティーが草津天狗山レストハウスで開催され、議員各位と出席をいたしました。

八月二十五日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町で開催され、金丸副議長と出席し、終了後、吾妻環境施設組合議会第二回定例会に出席をいたしました。

九月二日、第九十三回前口地区大運動会が前口区民館グラウンドで開催され、挨拶を行ってまいりました。以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

◎議案第一号～議案第九号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案の上程をいたします。

お諮りします。初めに、議案第一号から議案第九号までの決算議案につきましては、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号から議案第九号までについて一括上程することに決定をいたしました。続きまして、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

議案第一号、会計管理者からなのでありますが、会計管理者の方には大変ご苦勞ですが、一号から九号までの説明を終わるまで着席しないで、この場において説明をお願いいたします。

それでは、議案第一号、会計管理者。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） それでは、議案第一号から続けてお願いをいたします。

議案第一号 令和四年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和四年度草津町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額六十五億九千六百四十九万五千八百九十六円、歳出決算額六十四億八千八百九十二万三千七百五十四円、歳入歳出差引残額一億七百五十七万二千四百四十二円、内一、地方自治法施行令第四百四十六条による繰越明許費の財源繰越一千八百八十八万四千元、内二、地方財政法第七条第一項による基金積立額五千万円、内三、翌年度繰越額四千五百六十八万八千四百四十二円となっております。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二号、会計管理者、願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） 続きまして、青色の表紙をおめくりいただきまして、議案第二号となります。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和四年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額六億八千九百一十一万四千五百六十四円、歳出決算額六億七千二百二十四万一千二十一円、歳入歳出差引残額一千六百八十七万三千五百四十三円、内一、地方財政法第七条第一項による基金積立額九百三十七万三千五百四十三円、内二、翌年度繰越額七百五十万円となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第三号、会計管理者、説明願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） ピンクの表紙をおめくりいただきまして、議案第三号です。

令和四年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和四年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額五億四千九百二十二万一千九百七十七円、歳出決算額五億二千八百七十万六千九百八十七円、歳入歳出差引残額二千五十一万四千百十円であり、同額を翌年度に繰越しをしたいというものでございます。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第四号、会計管理者、説明願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） 紫色の表紙をおめくりいただきます。

議案第四号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額一億三千二百七十二万八千九百六十円、歳出決算額一億二千四百五万五千四百五十八円、歳入歳出差引残額八百六十七万三千五百二円、この会計につきましても、同額を翌年度に繰越しをしたいというものでございます。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第五号、会計管理者、説明願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） グレーの表紙となります。

議案第五号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和四年度草津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額十億一千八十一万八千八百円、歳出決算額八億四千九百七十万六千三百三十七円、歳入歳出差引残額一億六千六百一十一万一千九百六十三円、内一、地方自治法施行令第四百四十六条による繰越明許費の財源繰越七千八百八十一万円、内二、地方自治法施行令第一百五十条による事故繰越の財源繰越しゼロ円、内二、翌年度繰越額八千九百三十万一千九百六十三円となっております。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第六号、会計管理者、説明願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） 続きまして、オレンジ色の表紙をおめくりいただきまして、議案第六号です。

令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額五百六十万九千四百七十七円、歳出決算額五百六万七千七百八十七円、歳入歳出差引残額五十四万一千六百九十円。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第七号、会計管理者、説明願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） 黄緑色の表紙となっております。

議案第七号 令和四年度草津町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、令和四年度草津町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと目次がございます。さらに一枚おめくりいただきまして、一ページ、令和四年度草津町水道事業決算報告書にて説明させていただきます。

（一）収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第一款水道事業収益、予算額二億三千八百五十二万七千円、決算額二億三千九百八十三万四百十七円、予算額に比べ決算額の増減、百三十万三千四百十七円であり、内訳といたしましては、第一項営業収益、第二項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第一款水道事業費用、予算額二億六百九十九万円、決算額一億八千六百三十六万三千二百四十八円、不用額二千六十二万六千七百五十二円、留保資金を除く決算額は一億二千八万九千七百七十五円でございます。

内訳といたしましては、第一項営業費用、第二項営業外費用となっております。

一枚おめくりいただきまして、二ページの資本的収入及び支出となります。

初めに、収入です。

第一款資本的収入、予算額百七十八万三千円、決算額百七十八万二千七百七十円、予算額に比べ決算額の増減八百三十円の減でございます。

内訳といたしましては、第一項給水分担金、第三項長期貸付金返還金でございます。

続きまして、支出ですが、第一款資本的支出、予算額八千五百四十万一千円、決算額五千五百三十一万九千二百五十円、

不用額三千八万一千七百五十円となっております。

内訳といたしましては、第一項建設改良費になります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額五千三百五十三万七千八十円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額四百九十一万五千七百五十円及び過年度分損益勘定留保資金四千八百六十二万一千三百三十円で補填をいたしました。

棚卸資産購入限度額の執行は七百五十一万七千八百八十九円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税は六十八万二千七百九十八円でした。

このことから、本会計の当年度純利益は四千七百八十五万六千四百二十三円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は三億四百九十五万四千二百三十三円であり、五ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては六ページに添付されておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第八号、会計管理者、説明願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） 水色の表紙になります。

議案第八号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計決算認定について。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと目次がございます。さらに一枚おめくりいただきまして、一ページ、令和四年度草津町温泉温水供給事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

（一）収益的収入及び支出で、まず収入です。第一款温泉温水供給事業収益、予算額四億七千三百九十五万円、決算額五

億一千四百二十八万五千六百九十三円、予算額に比べ決算額の増減四千三十三万五千六百九十三円であり、内訳といたしましては、第一項営業収益、第二項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第一款温泉温水供給事業費用、予算額四億六千九百三十万四千円、決算額四億三千四十四万五千四百十二円、不用額三千八百八十五万八千五百八十八円、留保資金を除く決算額は二億七千九百三十六万六千七百十八円でございます。

内訳といたしましては、第一項営業費用、第二項営業外費用、第三項特別損失となっております。  
一枚おめぐりいただきまして、二ページの資本的収入及び支出になります。

初めに、収入です。第一款資本的収入、予算額五千二百五十一万五千円、決算額五千八百七十八万五千円、予算額に比べ決算額の増減は六百二十七万円でございます。

内訳といたしましては、第一項給湯分担金、第三項長期貸付金償還金でございます。  
続きまして、支出ですが、第一款資本的支出、予算額五億三千四百五十三万八千円、決算額四億八百五十三万四千九百七十六円、地方公営企業法第二十六条の規定による繰越額五百万円、不用額一億二千百万三千二十四円。内訳といたしましては建設改良費でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額三億四千九百七十四万九千九百七十六円は、当年度分消費税及び地方消費税資  
本的収支調整額二千五百八十八万二千四百十六円及び過年度分損益勘定留保資金三億二千三百八十六万七千五百六十円で補  
填をいたしました。

棚卸資産購入限度額の執行は一千七百四十三万三千百九十七円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税は百五十八万四千八百三十三円でした。

このことから、本会計の当年度純利益は七千三百三万七千五百四十円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして当  
年度未処分利益剰余金は九億四千五百九十四万九千四百十八円であり、五ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とする

ものでございます。

なお、貸借対照表につきましては六ページに添付されておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第九号、会計管理者、説明願います。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） 議案第九号、黄色の表紙となります。

令和四年度草津町千客万来事業会計決算認定について。

地方公営企業法第三十条第四項の規定により、令和四年度草津町千客万来事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりをいただきますと、目次がございます。さらに一枚おめくりいただきますと、一ページ、令和四年度草津町千客万来事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

(一) 収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第一款千客万来事業収益、予算額二億八千四百五十四万円、決算額二億八千五百二十二万八千九百四十二円、予算額に比べ決算額の増減は六十八万八千九百四十二円であり、内訳といたしましては、第一項営業収益、第二項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第一款千客万来事業費用、予算額一億九千八百四十六万五千円、決算額一億九千二百四十八万五千六百二十三円、不用額五百九十七万九千三百七十七円であり、留保資金を除く決算額は七千二百一万八千五百円でございます。内訳といたしましては、第一項営業費用、第二項営業外費用、第四項特別損失となっております。

一枚おめくりをいただきまして、二ページの資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出、初めに収入です。

第一款資本的収入、予算額二千八百九十五万円、決算額二千八百九十五万円、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円であり、

内訳といたしましては、第一項企業債、第二項固定資産売却代金、第三項長期貸付金返還金、第四項補助金となっております。

続きまして、支出ですが、第一款資本的支出、予算額二億八百三十八万五千円、決算額二億六百七十五万五千円、不用額百六十三万円となっております。内訳といたしましては、第一項建設改良費、第二項企業債償還金、第三項他会計長期借入金償還金でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億七千七百八十万五千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

このことから、本会計の当年度純利益は八千四百四十四万七千四百十円となり、前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は十四億一千四百二十二万五千七十円でございます。この未処理欠損金を五ページの案のとおり翌年度の繰越欠損金とするものがございます。

なお、貸借対照表につきましては、六ページに添付してございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 会計管理者におかれましては、大変長い間ご苦労さまでした。

議案第一号から第九号までの議案の説明が終わりました。

暫時休憩をいたします。十一時まで休憩いたします。

休 憩 午前十時四十六分

再 開 午前十一時

○議長（宮崎謹一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第一号から議案第九号までについては決算議案でありますので、ここで、浅香代表監査委員から決算審査報告をお願い

いたします。

〔代表監査委員 浅香 勝君 登壇〕

○代表監査委員（浅香 勝君） それでは、令和四年度の決算の監査報告を申し上げます。

草津町監査基準に基づき、令和四年度草津町決算審査意見書のご報告をさせていただきます。

なお、意見書につきましては、前もって皆様のお手元に配付されておりますので、要点の説明にて報告に代えさせていただきます。

審査の対象ですが、地方自治法に基づく一般会計及び特別会計五会計並びに地方公営企業法の財務を適用する企業会計三会計の合計九会計であります。

審査の期間は、令和五年七月二十五日から八月三日までであり、審査の手続、結果については二ページ、また決算規模、決算収支につきましては三ページ、四ページを、予算の執行状況については五ページ、六ページをご覧ください。

草津町九会計の根幹をなす一般会計における収支状況については、歳入面で前年度と比較して町税が若干増加傾向となっております。また、未済額につきましては、全体として前年度比約六五％と大幅に圧縮され、過去の推移からも徴収率は比較的高い水準となり、職員の努力の成果が現れているものと思えます。

支出については、アフターコロナに向けての経済活動をはじめとして子育て世代及び高齢者施策を充実させるなど過去最大規模となりましたが、補助金、交付金を適宜適切に導入活用し、結果として、臨時財政対策債の年度末残高は財政調整基金を下回る結果となっております。

今後は四百万人の規模のお客様を迎え入れるため、ハード面と町民が安心して暮らせるソフト面とのバランスを取りながら、行政運営を展開していただきたいと思えます。

財政の構造については七ページ、八ページのとおりであります。

一般会計における財政構造の弾力性を判断する主要財務比率及び人件費比率については九ページをご覧ください。

次に、資金事情についてであります。新型コロナウイルス感染症に対応するための施策と並行しながら、アフターコロナに備え、観光地としてのにぎわいを取り戻すための施策を講じながら、子育てや高齢者施策についても充実させる取組がうかがうなど、運営がなされております。

基金については、昨年度の決算額に比べ五億六千万円の増加を見ることができ、大いに評価に値するものであります。今後自主財源の安定確保を念頭に置きながら、中長期的な視点で持続可能な行財政運営を望むものであります。

それでは、各会計についてご報告させていただきます。

一般会計については、十ページ、十一ページをご覧ください。

一般会計における収入については、町税の現年度課税分は、前年度比較で一六%増となっておりますが、これは、令和三年度限定で実施された新型コロナウイルスによる事業用家屋及び償却者に係る固定資産税、都市計画税の課税標準特例が本年度は反映されないため通常どおりの課税となったことや、旅行需要の回復などアフターコロナに向けて経済活動の影響が入湯税などに反映されたことと推察されます。

その中で、滞納問題について前年度のコロナによる徴収猶予の繰越し分が完納となったことや適切な滞納処分の執行など、関係部署の努力がうかがえます。特に入湯税においては、徴収率一〇〇%が達成できたことは、大いに賞賛に値するものと思っております。また、町税等の不納欠損については、今年度、若干の増加となりましたが、過去の実態調査に基づく滞納処分の執行停止による法に基づく適切な措置であったと判断しております。今後も実態調査等を踏まえ、公平公正な財源確保の面から、引き続き適切な債権管理を実施していただきたいと思っております。

歳出については、アフターコロナに備えて、観光地としてのにぎわいを取り戻すべく経済活動を展開するとともに、子育て世代や高齢者施策を充実させるなど、引き続き福祉と観光の両立した町づくりに向け、広報を通して町民の理解を得られるよう対応していただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計については十二ページをご覧ください。

国保加入状況については、人口減少に加え、後期高齢者医療への移行があるものの加入率は二四%ほどで、年々減少をしております。医療費については、予防、健康づくりを強力に進め、保険者努力支援制度を積極的に活用するなど医療費の削減に努めるよう望むものであります。

滞納問題については、高額滞納者の慢性化の解消など、今後においても関係各課と連携し、滞納額の削減に努めていただきたいと思っております。

次に、介護保険特別会計について、十七ページであります。

高齢化率においては四〇%を下回る結果となりましたが、今後も高齢化率はますます進むものと考えられ、介護予防事業をより効果的に推進していただき、給付費の抑制に努めていただきたいと思っております。

この会計の滞納問題については、今年度は僅かながら減少となりましたが、未納者に対しては、将来的にサービスの給付制限があることを周知徹底し、新たな未納金の発生につながらないように、積極的な対策を講じていただくよう要望いたします。また、今年度の不納欠損処分についても増加しており、平等性を欠くことにならないよう十分注意を払うよう望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計については、十四ページのとおりでございます。

この会計における医療費は、ここ数年十二億円を超える高額となっております。団塊世代の後期高齢者医療に移行する二〇二五年問題も間近となり、また、高度医療の発達など医療費について、さらに増加することが予想されます。今後も引き続き各種検診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど医療費適正化対策に取り組み、健全な運営を講じていただきたいと思います。

次に、十五ページ、公共下水道事業特別会計であります。

本会計につきましては、打切決算に伴い、歳入歳出とも前年より減少した数字となりました。下水処理場の再構築事業の第一期工事が終了し、以後の処理について使用される薬品が二種類から一種類になり、薬品購入費が縮小されております。

しかしながら、今年度予定していた第二期工事については、入札の不調による工期の遅れにより一部繰越しとなっております。

なお、今年度の下水道事業特別会計決算は、令和五年四月一日から地方公営企業法の適用に伴い、令和五年三月三十一日をもって終了する打切決算となっております。このため、打切り時点での未収金及び未払金は、歳入歳出決算事項明細書の収入済額や不用額に含まれ、同法の規定により企業会計に引き継がれることとなります。

今後も数年にわたり処理場再構築事業並びに現有施設の維持管理費等、大規模な設備投資が見込まれるものと推察されますが、公営企業会計に移行するにあたり、さらなる経費の削減を心がけていただきたいと思います。

次に、前口簡易水道事業特別会計は十六ページになります。

本会計については、経営の効率化と健全化を図る観点から、令和五年度に上水道事業会計へ統合されるため打切決算となります。このため下水道事業と同様、打切り時点での未収金、未払金は、同法の規定により水道事業に引き継がれております。

次に、十七ページ、水道事業会計であります。

コロナ禍から回復傾向になり、入り込み客数の増に伴い、昨年度に比べると有収水量、営業収益、事業収益全般について回復傾向となりました。

物価高騰対策及び新型コロナウイルス感染症の生活支援の一環として、公的機関を除く全ての水道契約者を対象に令和四年十二月検針分から三か月間、水道料金の基本料金を減免いたしました。一般会計からの補填を営業外収益として受けたため、事業収益には影響がなく決算ができております。しかしながら、三月の観光関連給水需要急増と渇水期が重なり、計画断水を実施せざるを得ない状況となり、後に発見された大きな漏水箇所が、その一因となったことが判明いたしました。今後も良質な水道水の安定供給と将来にわたり健全経営に向けて一層の努力を要望いたします。

次に、温泉温水供給事業会計は十八ページであります。

本会計の事業収益において、温泉給湯収益は前年度とほぼ同程度、温水給湯収益は前年度比一一・五・四％と新型コロナウイルス感染症の影響は回復傾向にあると言えます。

建設改良事業については、老朽化に伴う温水管の布設替え工事を道路改良などの工事と並行して効率的に実施するなど、業務の効率化を図るなど職員の努力について評価できるところであります。その結果、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準である一〇〇％を上回っております。しかしながら、突如発生した万代鉱源泉の湯量減水について、草津温泉の根幹を揺るがす問題であり、今後も原因の究明及び復旧に向け大規模な工事が予想されますが、必要な整備を実施し、安定した温泉温水の供給に努めていきたいと思っております。

次に、千客万来事業会計は十九ページ、二十ページであります。

本会計は、指定管理者である株式会社草津観光公社からの使用料が主な収益となることから、指定管理会社の経営基盤の盤石化が重要な会計であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた三年度に比べ、指定管理事業の入り込み客数並びに売上げで大きな改善傾向にあり、観光経済の復調の兆しが見えてきました。昨年度より新たな活路として見出した通年型で楽しめる山岳リゾートの展開では、高さ十メートルのタワーブランコが完成し、ジップラインと併せた二大アトラクションの人気も相まって、経営収支比率は一四九・一％となっており、温泉会計への借入金についても着実に返済ができております。今後においても、草津観光施設事業経営戦略改訂版に基づき、町の主要観光施設の管理運営を担っている責任感の下、徹底した経営分析を行うとともに健全経営の維持に向けた取組を進めるよう指定管理者への働きかけを強く要望するものであります。

結びについては、二十一ページから二十二ページをご覧くださいと思います。

以上をもちまして、令和四年度草津町決算審査意見書のご報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 大変ご苦労さまでした。

以上で決算審査報告を終了いたします。

## ◎報告第一号の報告

○議長（宮崎謹一君）　ここで関連もございます報告第一号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について報告を願います。

総務課長。

〔総務課長　石坂恒久君　登壇〕

○総務課長（石坂恒久君）　それでは、報告第一号について朗読と説明をさせていただきます。

報告第一号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項及び第二十二条第一項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。健全化判断比率報告書にて説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項の規定により、令和四年度決算に基づく健全化判断比率について次のとおり報告します。

記といたしまして、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため算定されておりません。続いて実質公債費比率四・〇％、次の将来負担比率、こちらはマイナス値となったため算定されておりません。

以上、四つの健全化指標につきましては、いずれも良好な結果となっておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二条第一項の規定により、令和四年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記としまして、上から水道事業会計、温泉温水供給事業会計、千客万来事業会計、公共下水道事業特別会計、前口簡易水

道事業特別会計、いずれの会計につきましても資金不足が生じていないため資金不足比率は算定されず、結果が良好となっております。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、次に浅香代表監査委員から監査委員報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 浅香 勝君 登壇〕

○代表監査委員（浅香 勝君） それでは、ご報告申し上げます。

令和四年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

審査の実施日については、令和五年八月二十八日に実施をしております。

審査の結果ですが、健全化判断比率及び資金収支比率については、算定過程、計算処理に誤りはなく、算定の基礎となった証拠書類等も適正に整理されていることが認められました。また、算定された全ての財政指標については、良好な結果でありました。ただし、難しい経済環境に置かれていることを認識し、今後も全会計はもとより関係する外郭団体や一般事務組合等の総合的な健全財政の運営を推進するよう要望するものであります。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で監査委員報告を終了します。

浅香代表監査委員さんには大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。どうぞご退席をお願いいたします。

〔代表監査委員 浅香 勝君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） 議案第一号から議案第九号までの決算認定議案につきましては、それぞれ十分に検討いただき、最

終日の本会議において審議することといたしますので、よろしくお願いたします。

◎議案第十号と議案第二十七号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いてお諮りします。議案第十号から議案第二十七号までについて一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第十号から議案第二十七号までについて一括上程することに決定いたしました。続いて、議案に係る説明を願います。

議案第十号から順次願います、

最初に、議案第十号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十号について朗読と説明を申し上げます。

議案第十号 草津温泉広場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

温泉門広場等施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページをご覧ください。

一ページから五ページについては、条例の制定案となっております。

一ページには、今回制定する条例の施設の名称と位置、事業案内等が記載されております。次ページ以降には、当該施設の使用許可に関する条例文や禁止行為、また指定管理者による管理に係る条例文の記載がされております。

おめくりいただきまして、六ページをご覧ください。

今回の条例の制定理由及び要旨について述べさせていただきます。

制定理由及び要旨。

草津温泉の玄関口となる立体交差に湯畑をモチーフとした湯樋や足湯を一体的に建設し、草津の温泉風情を体感できる温泉門として、周辺地域の活性化と観光振興に寄与することを目的に、温泉門広場等施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

説明は以上となります。慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十一号、企画創造課長、願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十一号について朗読と説明を申し上げます。

温泉門駐車場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

温泉門駐車場等施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。一ページをご覧ください。

一ページから五ページにおきましては、条例の制定案となっております。

一ページに、今回、条例を制定する施設の名称と位置、事業内容、供用時間などが記載されております。次ページ以降におきましては、当該施設の使用許可に係る条文や禁止行為、また指定管理に係る条文等が記載されております。

おめくりいただきました。六ページをご覧ください。

今回の条例の制定理由及び要旨について述べさせていただきます。

制定理由及び要旨。

地域住民や観光客の利便と回遊性の向上を図り、温泉街の道路交通の円滑化と周辺地域の活性化に寄与するため、温泉門駐車場等施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものでございます。

以上、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十二号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第十二号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第十二号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、三ページにわたり改正条文の写しがございます。

四ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、法定事務に準ずる独自利用事務として個人情報保護委員会に届出及び承認を受けることで、住民の方々に提出を求めておりました課税証明書などの添付書類を省略することができ、住民負担の軽減につながるため関係条例の一部改正を行おうとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十三号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十三号について朗読と説明を申し上げます。

議案第十三号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和四十九年草津町条例第四号）の一部を別紙のとおり改正する。  
令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回、改正しようとする条文の告示案となっております。さらにおめくりいただきまして、二ページをご覧いただきたいと思ひます。

二ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

特別職の期末手当の支給率を人事院及び群馬県人事委員会の勧告に合わせて引き下げるとともに、特別職の給与について、町長においては、平成十三年度から平成二十一年度まで年間給与の約一〇％を、平成二十二年度から令和四年度まで年間給与の約一五％を減額しており、今般、この減額措置を開始してから二十年以上が経過したことから、特別職の給与の見直しを行い、この減額規定を廃止しようとするものでございます。

加えて、副町長及び教育長においては、平成十三年度から平成二十九年度まで年間給与の約一〇％を、平成三十年から令和四年度まで年間給与の約五％を減額しているため、今回の減額規定の廃止に合わせ副町長及び教育長の給料月額を改めようとするものでございます。

三ページ、四ページには新旧対照表をつけさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十四号、総務課長、願ひます。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続いて、議案第十四号について朗読と説明を申し上げます。

議案第十四号 草津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町職員の給与に関する条例（昭和三十四年草津町条例第十号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回、改正しようとする条文の告示案となつてございます。さらにもめくつていただきますと、二ページをご覧いただきたいと思ひます。

二ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

職員の管理職手当について、平成十三年度から継続して百分の二十を減額して支給していましたが、今般、この減額措置を開始してから二十年以上が経過したことから、減額規定を廃止し、金額の見直しを行おうとするものでございます。

三ページには新旧対照表をつけさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十五号、企画創造課長、説明願ひます。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十五号について朗読と説明を申し上げます。

草津町健康増進センターの管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

草津町健康増進センターの管理及び利用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、一ページから二ページにつきましては、今回改正する条例案となっております。

さらにもめくりいただき、三ページをご覧ください。

今回の条例改正理由及び要旨について述べさせていただきます。

改正理由及び要旨。

大滝乃湯及び西の河原露天風呂は、令和四年六月に利用料の改正を行い運営をしておりますが、度重なる諸物価の上昇や施設の修繕を含めた中長期的な運用を考慮し、施設のサービズに相応した料金体制の見直しを図り、さらなるブランド力の向上に資するため、利用料を改正しようとするものとなっております。

四ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十六号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第十六号について朗読と説明を申し上げます。

御座之湯の設置及び管理運営に係る条例の一部を改正する条例について。

御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきましたまして、一ページにつきましては、今回改正する条例案となっております。

さらにおめくりいただきましたまして、二ページをご覧ください。

今回の条例の改正理由及び要旨について述べさせていただきます。

改正理由及び要旨。

御座之湯は、令和四年六月に利用料の改正を行い運営をしておりますが、度重なる諸物価の上昇や施設の修繕を含めた中長期的な運用を考慮し、施設のサービスに相応した料金体制の見直しを図り、さらなるブランド力の向上に資するため、利用料を改正しようとするものとなっております。

三ページ以降は、新旧対照表となっております。

以上となります。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き議案第十七号、説明願います。企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十七号について朗読と説明を申し上げます。

草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について。

草津町索道旅客運送条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、一ページにつきましては、今回改正をする条例案となっております。

さらにおめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

改正理由及び要旨となっております。

草津温泉スキー場のブランド力と魅力の向上を目的として、天狗山ゴンドラ建設並びに天狗山展望ハウス建て替えを進めておりますが、諸物価上昇への対応と将来にわたる施設の安全運行及び安定的な維持管理を考慮し、所要の料金改定を行うものとなっております。

三ページ以降は、新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十八号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十八号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第十八号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第三次）。

令和五年度草津町の一般会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千五百四十二万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十六億五千六百二十万二千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

第二条、地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。一ページの第一表歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

この表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十一款地方交付税一億九千八百九十万一千円の増額。

十五款国庫支出金五十五万円の増額。

十六款県支出金五十万円の増額。

二十一款諸収入四十七万一千円の増額。

二十二款町債七千五百万円の減額。

下段二ページ、歳出について申し上げます。

二款総務費四千三百九十一万五千円の増額。

三款民生費二百八十八万二千円の増額。

四款衛生費一千八百八十八万三千円の増額。

七款商工費四百六十二万円の増額。

八款土木費五千九百三十二万六千円の増額。

九款消防費二百万円の増額。

十款教育費七十六万八千円の増額。

十二款予備費二万八千円の増額。

おめくりいただきました。三ページの合計欄で申し上げます。

歳入歳出それぞれに一億二千五百四十二万二千円を増額し、歳入歳出それぞれを五十六億五千六百二万二千円にしようと

するものがございます。

続いて、下段の四ページにて地方債の補正の説明を申し上げます。

第二表地方債補正の変更でございます。

起債の目的、限度額の補正について説明を申し上げます。

臨時財政対策債一億円の限度額について、国による発行可能額の確定に伴いまして、二千五百万円に変更しようとするものがございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第十九号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十九号について朗読、説明を申し上げます。

議案第十九号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）です。

第一条、令和五年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和五年度草津町温泉温水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出の予定額を次

のとおり補正する。

支出です。

第一款温泉温水供給事業費用、補正額七百万円を増額し、計四億七千六百二十四万円としようとするものです。

次のページをご覧ください。

第三条、予算第四条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する八億一千六百八十五万四千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額七千三百二十万八千円、過年度分損益勘定留保資金二億六百三十万八千円、現年度分損益勘定留保資金一億六千四百七十八万八千円、建設改良積立金三億七千二百五十五万八千円で補填するものとすに改め、資本

的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第一款資本的収入、補正予定額五百八十二万九千円を増額し、合計一千六百四十九万円としようとするものです。支出です。

第一款資本的支出、補正予定額一千七百三十三万円を増額し、合計八億三千三百三十四万四千円としようとするものです。令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 議案第二十号について、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第二十号について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十号 工事請負契約事項の変更について。

令和五年五月八日議決、同日契約締結の令和五年度社会資本整備総合交付金事業草津温泉駐車場トイレ整備工事請負契約事項の一部を、次のとおり変更し契約したいので議会の議決を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただき、一ページをご覧ください。変更となる契約事項の説明となります。

一つ目ですが、契約の対象ですが、変更はございません。

二つ目、契約金額ですが、変更前、五千九百四十万円、うち消費税額五百四十万円、変更後六千三百八十万円、うち消費税額五百八十万円。

三、契約の相手方、これについては変更はございません。

四、契約の方法、変更前、指名競争入札、変更後、指名競争入札、設計変更に伴う契約の変更。

説明は以上となります。慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十一号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十一号について朗読、説明を申し上げます。

議案第二十一号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により第四条の温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により議会の議決を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。東京都港区六本木六の二の三十一、六本木ヒルズノースタワー十四階、株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント、代表取締役社長、代田量一。業種は旅館、源泉名、西の河原、浴槽面積ですが、三十四・八四平方メートル、給湯量、毎分五十リットル、施設の名称ですが、（仮称）亀の井ホテル草津湯畑となっております。

次のページに参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただければと思います。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第二十二号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十二号につきまして、朗読と説明を申し上げます。

議案第二十二号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により第四条の温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により議会の議決を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名、東京都港区六本木六の二の三十一、六本木ヒルズノースタワー十四階、株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント、代表取締役、代田量一。業種、旅館、源泉名は万代、浴槽面積ですが、二十九・九四平方メートル、給湯量は毎分十五リットルとなっております。施設の名称ですが、仮称で亀の井ホテル草津湯畑となっております。

次のページに参考資料としまして、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十三号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十三号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第二十三号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により第四条の温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により議会の議決を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。東京都港区六本木六の二の三十一、六本木ヒルズノースタワー十四階、株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント、代表取締役社長、代田量一。業種は旅館、源泉名は湯畑、浴槽面積ですが、九・八二平方メートル、給湯量、毎分十五リットル、施設の名称ですが、（仮称）亀の井ホテル草津湯畑となっております。

同じく次ページに参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただければと思います。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十四号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十四号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第二十四号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により、第四条の温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により議会の議決を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。東京都港区六本木六の二の三十一、六本木ヒルズノースタワー十四階、株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント、代表取締役社長、代田量一。業種は旅館、源泉名、万代、浴槽面積四・八平方メートル、給湯量は毎分十四リットル、施設名ですが、(仮称) 亀の井ホテル草津湯畑となっております。

次のページに参考資料として、温泉引用調査報告書を添付してございますので、ご覧いただければと思います。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十五号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第二十五号について、朗読と説明を申し上げます。

議案第二十五号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第三項の規定により議会の議決を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

新旧の申請者の住所・氏名になります。新です。吾妻郡草津町大字草津五二四の八二、株式会社あかいし、代表取締役、赤石知子。旧ですが、吾妻郡草津町大字草津二七五の八二、加藤比佐子。業種ですが、旅館、源泉名は湯畑、浴槽面積は六・三平方メートル、給湯量は毎分十三リットル、施設名ですが、仮称で勢州館となっております。

次のページに参考資料としまして、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 次に、議案第二十六号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二十六号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第二十六号 草津町固定資産評価審査委員会の選任に関する同意について。

草津町固定資産評価審査委員会委員一名が、任期満了につき地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十三条第三項の規定に基づき、次のとおり選任しようとするものであり、議会の同意を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町固定資産評価審査委員会委員につきましては、三名の方に就任をしていただいておりますが、うち一名が任期満了を迎えることから、選任に関する同意をお願いするものでございます。

選任のため同意を求める方につきましては、後ほど町長よりご提案をいただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十七号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第二十七号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第二十七号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて。

草津町教育委員のうち一名が、令和五年九月三十日をもって任期満了となるため、次の者を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律法律第六十二号）第四条第二項の規定により議会の同意を求める。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

教育委員につきましましては四名の方に就任をしていただいておりますが、うち一名が任期満了を迎えることから、任命に関する同意をお願いするものでございます。

任命しようとする方につきましては、後ほど町長よりご提案をいただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたしました。

それでは、十三時まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時四十九分

再 開 午後一時

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

#### ◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 続いて、決算議案に係る総括質問を行います。

四番、市川祥史議員、総括質問をお願いします。

〔四番 市川祥史君 登壇〕

○四番（市川祥史君） 令和四年度決算総括質問をさせていただきます。四番、市川祥史です。

本年度は、アフターコロナに備え観光地としてのにぎわいを取り戻すための前向きな施策を講じたことに加え、特別給付金、生活支援商品券事業、価格高騰緊急支援、くらし応援商品券事業など多くの事業に対応していただいたことに変え感謝いたします。観光面での町経済情勢が良好であったことから、まさに観光と福祉の両輪がよりよい方向にいった年度であったと思われれます。町長はじめ職員の皆様のご尽力に改めて感謝いたします。

それでは、幾つかの決算総括質問をさせていただきます。

一、財政構造の弾力性について。

審査意見書の九ページに財政構造の弾力性についての記載があります。この中の経常収支比率についてお伺いします。

この経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標で、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいるとされています。他の自治体においても重要視されている指標になります。この上で、草津町の令和四年度決算における経常収支比率八七・三％という数字について、町としてどのように受け止めているのか、また、こうした財政比率を踏まえ、今後の財政運営の見通しをどのように考えているかを教えてください。

二、人件費比率について。

審査意見書の九ページに人件費比率の推移があるが、前年度決算額とほぼ同額なのに対し、構成比が減っていることについて、他町村と比較しても一三・三％は低い数値であります。数値だけ見ると少ない職員で運営をしているように見えます。そこで、人材確保や民間という効率化、DX化など問題・課題などありますでしょうか。

三、児童手当給付事業について。

決算書八十二ページにおける児童手当給付事業費が年度ごとに減っていますが、対象の児童が減り続けているということとよろしいでしょうか。あわせて生徒が減り続け、小学校費、中学校費を踏まえると今後を検討せざるを得ない状況にあると思われます。そこで、今後について検討しているのか、また、小中施設一体型の方向性で進んでいるなど、具体的にありましたらお願いします。

四、介護予防地域支え合い事業について。

決算書八十六ページにおける介護予防地域支え合い事業の決算額が増額になってはいますが、コロナ禍前の決算額よりは低くなっております。健康寿命の促進という観点からも重要な事業であると思えます。まだできなかった事業を含めて、今後の取組をお示しくください。

五、クリーンセンター運営管理事業について。

決算書百二ページにおける、いわゆるごみ処理に関わることですが、施設の老朽化が進み、また燃料費の高騰など今後も決算額が増す傾向ではないかと思われま。チラシなどでごみ出しに関する呼びかけをしていただいています。事業者に対し説明会を開く、町民には生ごみ処理機購入助成金制度を導入するなど意識を変えていく施策も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

六、観光施設・湯路広場整備管理事業について。

決算書百十四ページの両事業において、新規施設・光熱費・人件費の観点からも決算額が増えていく傾向になるかと思えます。町の景観がよくなり、施設の整備も進み、観光地としてのブランド力が上がったことは間違いない事実です。しかしながら、この観光施設及び広場などをきれいに清掃し、維持していかなければ、かえって逆効果ということも考えられます。このブランド力を享受している民間にも協力を求めているのではと考えますが、いかがでしょうか。

本年度は温泉門、駐車場、天狗山ゴンドラ、展望レストランの完成と観光面では大きく期待できる要素があります。しかしながら、コロナ禍が終息に向かいながらも環境の変化が激しく、難しいかじ取りが続いております。どうぞご無理のない範囲で町民と草津町の発展のためにご尽力を賜ればと思います。

以上、総括質問とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、市川議員の総括質問に対して答弁をさせていただきます。

財政構造の弾力性についてであります。

市川議員からの財政構造の弾力に関する質問にあるとおり、経常収支比率は、地方自治体の財政の硬直化を判断するための主要な財政指標の一つであります。決算書には過去三年分の率が記載されておりますが、今回の令和四年度の決算におい

ては八七・三%となりました。この結果の受け止め方との質問でありますけれども、端的に回答いたしますと、良好な結果であったと言えます。

この指標は、固定的な収入から固定的な支出を差し引いた額が大きいほど資金を運用できる余力、すなわち弾力性があるものとみなされるため、言わば自治体の財政力の強さを見ることができ比率であります。

私が町長に就任した平成二十二年以前、草津町の財政状況は悪化の一途をたどっており、経常収支比率については、平均で九八%、異常なんですが一〇〇%を何回も超えていたことがありました。過去において財政の硬直化により、ほぼ投資的な事業が何もできないということが続いたわけです。つまり財政から何もできなかった、経常収支比率が一〇〇%を超えるということは余裕が全くない、だから何もできないということが続いてきたということでありまして、これは非常に自治体の弾力性を表す指標として、非常に大きな一つであります。

これまでの政策方針で述べてまいりましたが、私は一貫して、健全な財政運営に必要なものは財政の安定化であると提唱し、強い財政基盤をつくることに力を注いでまいりました。その裏づけとして、就任当時には五十八億円あった町の借金となる起債額を、十三年たった現在までで三十八億円まで減少させ、逆に預金となる町の基金の資金については、二十八億円であったものを八十三億円まで増加させることができました。これにより経常収支比率は九〇%台前半を推移しておりますが、ここ数年では八〇%台となっております。

よって、各種の財政指標の結果を踏まえた分析と評価といたしましては、過去の硬直化から大きく好転し、投資的事業として住民のため、そして訪れるお客様のために様々な施策において還元できるものと受け止めております。

今後の見通しという質問でありますけれども、草津町の多くの公共施設は年数が経過しており、今後、大規模な修繕や改築あるいは新築等を余儀なくされることが考えられます。引き続き強い財政基盤を維持し、健全な財政運営ができるよう努めてまいります。

今、申し上げましたとおりの数字でありますけれども、この令和四年度の当初予算では、八十七億九百六十二万九千円と

いう資金合計がありました。先ほど言った数字は、それよりマイナス四億円になっております。さらに、起債借入残高が二十九億六千八百六十万円まで下がったんですけれども、ここに来て、そこにプラス八億円が足されるようになりました。これは、何を意味するかといいますと、三十八億円増えて、八億円増えた理由というのは、下水道の処理事業というものが大変お金がかかります。恐らく出来るまでに百億円近くの金が必要とするのではないかと思います。あまり目立たない仕事です。誰も評価もしないかもしれない。しかしながら、しなければ処理ができなくなってきたということで、四年前から既に事業に着手しております。ただし、その総額のかかったうちの半分をほぼ補助金で国が補助してくれると。そして、そのうちのさらに四九%を交付税算入してくれるという議論になってくると思います。

ですから、そうしないと小さな自治体が、それをやっということは不可能になります。そういう意味で、まず下水処理場の金が非常に多くのものを出していますから、そうすると私が言った預金残高は下がってくるわけです。しかしながら、今言ったように交付税算入が翌年に出てきますので、その四九%は、使った交付税として入ってくるということになりますので、交付税の仕組みというのは大変説明が難しいんですけれども、交付税算入というのは、そこで金が出るんですけれども、翌年にまた交付税算入で入ってくるということでもあります。

けれども、私が言っていた総額の金額は取りあえず下がってきます。そして、各年度ごとにその数字が変わってきますので何とも言えないんですけれども、現在でいきますと、今現在はトータルの預金残高が四億円マイナスになっているというご理解をしてほしいと思います。

そして、借入金が一億円増えたというのは、これは起債をするということで、それがまた増えたということと、もう一つが千客万来事業会計で三億八千八百万円の起債、つまり借金をしました。なぜしたか。観光公社が二年間、令和二年、三年で六億円の赤字を出したんです。構わないでなければつづれる。それともう一つは、人の管理ができなくなったということ、私が急遽二年間の約束で社長に就任した。観光公社を立て直さなければ、結果として町も駄目になるという考え方の中で、三億円の言わば債権というか、指定管理料を減免して、残り三億円をデット・デッド・スワップ、日本語に訳すと劣後

ローンという解釈になりますけれども、その手法を取って、つまり千客万来事業会計が、観光公社に今三億円貸しているんです。そうしますと、千客万来事業会計が金が少なくなってくるわけです。そうすると、担当とすればゴンドラをつくる、そしてさらにこれから第四リフトの新築もしなければなりません。それが何年後になるか分からないですけれども、レストハウスの耐震とリニューアルを兼ねた事業もしていかなければならないという中で、今回、その三億八千八百万円の起債を起したということになりますと、さっき言いましたプラス八億円の借金、起債というものが、その帳尻がだんだん合つてくると、そういう数字だというふうにご理解をしてほしいと思います。

そういう中で、観光公社が大変今厳しい状況にありますけれども、令和四年度では一億円の利益を出しました。この利益は、頑張つて出した利益という意味ではないんですね。草津町の指定管理料を七千万円、今でも減免しているんです。その上に成り立つ一億円ですから、実際は三千万円ぐらい。三千万という数字は、年末年始にちよつと雪がなかっただけで、もう四、五千万変わってきます。そういう不安定要素のものが観光公社の経営であるということ、今私が多少の計画はぶれても、それを立て直す底力をつけるために今社長をしておりますけれども、ようやく見通しが出てきましたので、来年一月に社長交代をします。

これは余談なんですけれども、私は二年間の約束で、新社長の給料タダ、退職金ゼロ、社長の接待交際費ゼロ、かなり自分で持ち出しています。そのくらいの決意で臨まなければ観光公社の経営立て直しはできないという中で、これを進めてまいりました。

そういう中で、これ議案が今何本か皆さんご提案していますけれども、やはりリフト料金の値上げ等も考えていかなければ観光公社は成り立たない。そしてそれが他のスキー場を見て特別高いものか。昨年は四千四百円なんですけれども、かなり安いほうに属してしまっている。それで、非常に今ほかのスキー場が値上げで出てきます。ただ戦略上、まだ今発表しないんですね。草津は一番先に去年、四千四百円というものを提示したんですけども、その後一斉に上がってきました。そういう意味で、今回提案をさせていただいているのはリフト料金の値上げと、そして燃料が高騰していますし、人件費も上が

っていますから風呂の値上げも再度お願いしたいということで、これをしていかなないと観光公社の経営ができなくなる。と同時に草津町の千客万来事業会計がどんどん悪化の一途をたどる、そういう仕組みです。

過去には、千客万来事業会計、キャッシュフローがマイナスになったことがあったんですね、私の前のほうで。そのくらい綱渡りのものを、これ乗り越えてきた。ある意味では、指定管理は熱量も指定管理ですから、そういう意味では観光協会にも、一時やはり指定管理料の減免という措置も取ったということで、それらによって、やはりあった預金残高が四億円マイナスになっているという判断を、なかなかこの数字難しいんですけども、ご理解をいただきたいと思います。

次に、二点目の人件費比率でありますけれども、人材確保に関する課題についての内容であります。

意見書に記載された人件費比率については、他町村と比較した場合、この比率が低いとありますが、市川議員のご指摘のとおり、令和四年度決算においては、この一三・三％という人件費比率は、吾妻郡内において二番目に低いという結果でありました。ただし、この数値は決算統計によって算出されるものでありますので、その年度ごとの決算総額の分母の大きさによって構成比率に差異が生じることとなりますので、単に率が低いからといって職員数が少なくなったという分析にはなりません。実際に令和二年度から四年度までの三か年の一般会計における単年度当たりの人件費決算額は八億六千万円で推移しており、職員数についても、正職員については百十五名程度の同数で推移しております。

ご指摘の人材確保における課題という点に関しては、国や県からの権限移譲に伴う事務事業の増加や気象状況や危機管理面、さらに社会保障問題や情報施策に関わる課題など行政に求められる分野は年々多岐にわたって増加していく傾向にあるものであります。そのため人材確保という点に関しては、財政状況を踏まえながら、そういう状況が前提になりますけれども、積極的な雇用と採用の取組を行ってまいりたいと思っております。

中にDXという言葉も書いてありましたけれども、デジタルトランスフォーメーション、つまりITの変革とか併用という言葉になりますけれども、これがインフォメーション、ITがあつてテクノロジー、つまり情報技術といえますけれども、そのITから、さらにDXに進もうとしているわけでありまして、この前、小林議員から、やはりDXについてとい

う質問がありました。行政というスタンスから考えると、民間企業のビジネスの闘いの中では、非常に戦略的にはそれは有効、高いと思うんですが、行政というものは競争の原理というものはそれほどない中で、一番は、私も導入してすぐやりたいと思うんですけども、人材がないということ。非常に限られた人しかいないということでありますので、これからDXについては、できるところから導入というか、そういう能力者がいるならばITと、ITがさらに進んだものがDXですから、そういうふうに行けるものはしていきたいと考えております。

次に、児童手当給付事業についてでありますけれども、児童手当給付事業については、対象の児童が減少しているとの指摘でございますが、市川議員の質問のとおり、対象者については年々減少傾向にあります。三年前の令和二年度の対象者は三百三人でしたが、令和四年度では二百七十七人であり、九・一%の減少という状況にあります。

国は、異次元の少子化対策として令和六年度実施に向けて所得制限の撤廃や支給対象者を現在の中学卒業までから高校卒業までと延長し、さらに多子世帯への支援として第三子以降への給付額三万円加算などの改定を予定しているとのことで、今後、国庫補助金等の算出に必要な対象者の抽出調査が町としても行われる計画となっております。

次に、こうした児童の減少に伴う町立学校の在り方のご質問であります。草津小学校の校舎建築から五十年を経過していることから、私から教育委員会に対しまして、今後の学校施設の在り方について調査を行うよう指示をしております。いずれ教育委員会が取りまとめたものが資料として提出されるものと思っております。将来を担う子供たちのためにしっかりとした精査を行い、住民や児童・生徒、そして議会の皆さんや関係者の合意形成を図ることを基本として検討していきたいと思っております。

次に、介護予防地域支え合い事業についてでありますけれども、本事業につきましては、六十五歳以上を対象とした配食サービスや緊急通報としての「あんしん電話」の設置または利用、また、住居を一時的に失う等による短期宿泊に対するショートステイ事業によるものであります。

令和三年度と比較した利用者は、配食サービスが四人増加、「あんしん電話」設置者は八人の増加となりました。また、

昨年度は実績のなかったショートステイ事業において一人が新たな該当となり、三十二万円ほどの支出となっております。これらの要因から、令和四年度は決算額が伸びたものであります。

また、コロナ禍以前との比較についての質問であります。令和三年度からは本事業における介護タクシー事業に代わり、買物や通院の移動手段として、福祉協議会による福祉有償運送や買物支援バスを実施しており、令和四年度事業において、延べ千人の利用がありました。

高齢者がいつまでも元気で暮らすためには、健康寿命の延伸が不可欠であります。草津町地域包括支援センターにおける高齢者サロンや運動指導士を招いて実施する指導教室を充実させ、元気高齢者を増やし、介護保険特別会計において現行の保険料を維持できる努力を継続させながら、今後も業務の効率化と効果的、適正な事業を進めてまいりたいと思います。

その介護保険料ですが、何度とも言いますが日本一安い、これは、私は非常に誇りを持っております。そういう町でありますので、だからといって手を抜くことなく、高齢者の皆様が安心して暮らせる町づくり、私の施策が福祉と観光の両立する町づくりですから、その基本にのっとって進めてまいりたいと思います。

次に、クリーンセンター運営事業ということであります。

五点目の質問は、ごみ処理に係る決算額の増加傾向についてと、ごみ分別に係る事業説明会の実施及び町民への生ごみ処理機購入助成金制度の導入の予定に関する内容であります。

市川議員ご指摘のとおり、老朽化したごみ処理施設の維持整備費や燃料費等については、今後においても多額の費用を要することが見込まれております。限りある予算を有効に活用するため、施設整備については優先順位をつけ、ごみ処理が滞ることのないよう努めているところではありますが、急破修理等の緊急整備が発生する可能性が高いことについてもご承知をいただきたいと思います。

現在、吾妻郡内六町村において、新ごみ処理施設（仮称）吾妻クリーンセンターを進めておりますが、吾妻環境施設組合において、六月二十二日に前橋財務事務所へ建設候補地の取得等要望書を提出し、今後開催される国有財産関東地方審議会

に諮られ、処理方針決定の後に見積り合わせをし、実施の予定となっております。本年度の事業実施スケジュールですと、用地測量、地質調査、生活環境調査に向けた現地調査が予定されており、現時点の稼働目標は、令和十二年後半から十三年に向けて準備を進めているということでありまして、大変まだ先の長い話で、供用開始になるのは八年後になるのではないかとということでもあります。

また、ごみの分別等において事業者に対して説明会を開く予定があるかとのことですが、（仮称）吾妻クリーンセンターの建設に向け、各町村の収集運搬体制、ごみの分別、ごみ処理手数料等を持ち寄り、細かな部分の検討を行っているところでもあります。そこで問題になるのが、事業者から出される産業廃棄物の関係であります。草津町クリーンセンターでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十一条及び草津町廃棄物処理及び清掃に関する条例第十二条により、一般廃棄物の処理に支障のない範囲において事業者から排出される産業廃棄物の受入れを今現在行っておりますが、吾妻東部衛生センター並びに西吾妻環境衛生センターでは、これは受け入れておりません。どういう意味かというと、法令上、違法になるということです。産業廃棄物を受けたら、草津町で回収している瓶・缶・ペットボトルの資源ごみや鍋等の金属類やシャンプー等の容器である廃プラスチック類の不燃ごみは、全て産業廃棄物に分類されます。一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、これらのものは別のものであって、自治体が処理するものではないという法律解釈であります。

建設予定の吾妻クリーンセンターは、一般家庭等から排出される生活一般廃棄物並びに事業系一般廃棄物が対象であり、産業廃棄物の受入れは行わないことになっております。燃えるごみがありますね。これは一般の家庭から出るものは、当然受け入れると。そして事業系も、それについて準じて受け入れられるということでもありますけれども、今述べた産業廃棄物類等については、法的に受け入れることが違法になるという解釈をご理解していただきたいと思っております。

今後は事業者から排出されるごみについては、吾妻郡内の共通の認識に立った上で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理を段階的に実施していかなければならないと考えております。その事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならず、繰り返しですが、法律に規定されており、事業者自ら適正に廃棄物を処理するこ

とが求められているものであります。

生活環境課より、草津町事業系のごみの分別や事業系のごみ排出のお願い文書を作成し、商工会や旅館組合を通じてチラシ等の配布を行い、事業者に義務づけられている責務について啓発しておりますが、今後は、事業者に対して（仮称）吾妻クリーンセンター建設の進捗状況や一般廃棄物と産業廃棄物について説明会を開き、理解を得るため商工会や旅館組合との連携が必要であると、このように思っている次第でございます。

そういう中、今、草津町に新しい事業所の工事が始まってきたのをご存じかと思うんですが、固有名詞を出すのはやめまされども、一つの業者にごみ処理協力金をお願いしたいと企画のほうから申し述べましたら、お断りをされました。それはなぜか。草津町にごみ処理は世話にならない、自分で全てを処理すると。つまり草津から持ち出して、ごみを処理するという方針みたいです。つまり草津町にごみは出さないということでもありますので、だから、ごみ協力を支払わないということだそうであります。町として、そこまで踏み込んでくれる業者というのは今まで見たことないですけれども、聞いたこともないですけれども、町としてはありがたい話であると、このように思っている次第でございます。

これからSDGsとかサステイナブルとか、環境に即したものが、企業がそういう理念を持たない企業は、これから社会に相手にされなくなるという強い大手企業が危機感を持っている一つの現れかなというふうに思って、自分で出したごみは自分で、自治体に預けることなく処理するという方針だと、そういうふうには認識をしております。

もう一点の町民への生ごみ処理機購入助成金制度の導入に関してですが、吾妻郡内で草津町だけがごみ処理機購入助成金制度が未導入となっております。生ごみの八〇％が水分だと言われており、ごみ減量の観点からも、他の町村の制度等を研究し、草津町特有の酸性の影響による機器類の故障等も念頭に置きながら、よりよい制度の検討をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、引き続き事業者や一般家庭を問わずごみの分別にご協力をいただき、持続可能な社会環境を引き継ぐための施策に力を入れていく所存でございます。

次に六項目、観光施設・湯路広場整備の管理事業についてということですが、ご指摘のとおり、観光施設の維持管理費については、年々増加傾向にあります。令和四年度の観光施設整備管理事業費を見ますと、前年比三・二%増の七百七十三万円、湯路広場管理事業につきましては、前年比二・三%増の百五十七万五千円となっております。清掃費等を含めた施設維持については、多くのお客様を迎えるため、きめ細やかな管理が求められており、観光施設の清掃業務をくさつ温泉環境清掃会に委託しております。

ご質問の民間に協力を求めることについては既に実施しているものの、新規施設の拡充に伴う業務の増加、清潔な状態を維持していくために必要な修繕などについては、今後の課題と考えております。

草津町のブランド力につきましては、議会の皆様と業界各位のご理解があったからこそ、全国の多くの方々に草津温泉を支持いただき、観光経済新聞社が主催する「にっぽんの温泉百選」では、二十年連続一位というものをいただいているものであります。

令和五年度における施政方針でも、所信表明をさせていただきましたが、私の理念は福祉と観光の町づくりであり、目指すべき草津町の姿は百年先を見た町づくりを進めて、決してほらではなく、遠い将来を見て、今何をすべきかということでもあります。こういう整備をしたことは多額の投資をしました。令和五年度までで言いますと、教育、福祉も含めると百三十億円ぐらいの政策的投資を行ってきました。とてつもない数字ですけれども、それをしながら、さつき申し上げました財政改革も同時に進めてきたという、この数字は、前にも言いましたが、財務省の前橋事務所長が来たことがあるんですが、草津町で何が起きているのかと言われました。そのくらい革命的な数字の改革であったということでもあります。

私の町づくりの方針というのは、大胆に投資はしてきました。しかし、行政というのはほとんどお金をかけるだけで、そこからお金というの上がってこないんですね。今度、温泉門、立体交差、駐車場、一円も草津町には金が、行政に入ってくるわけじゃない。でも、それをする事によって、民間を豊かにするため、また、その商店街というものを改めて活性化するために、大きな投資ですけれども、投資をこれからも進めますけれども、ただ私がいつも事務方に言うのは、大胆な

投資はちゅうちよなくするけれども、ランニングは厳しいよ、いかに金のかからない仕組みづくりを考えていくかということは、これは職員にも言っていますし、観光公社に対しても厳しく言っております。普段のいいわ、いいわから、ちよつと緩めるとすごい金額になりますので、このつくったものを維持管理していかなければいけないんですけれども、やはりきちんとコスト計算をした中で、そういうものを維持管理していかなければならないというふうに思っているものがございます。以上、長くなりましたが、私の答弁いたします。

○議長（宮崎謹一君） 市川議員、よろしいですか。

以上で決算に係る総括質問を終了いたします。

◎議案第二十六号及び議案第二十七号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第二十六号、第二十七号は人事案件です。議案の付託に先立ち、本日審議したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第二十六号、議案第二十七号については、本日審議することに決定いたしました。

初めに、議案第二十六号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について、町長から氏名について提案をお願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 固定資産審査委員の任命について、任命しようとする委員、住所、草津町大字草津四五四番地の七三、

氏名、青木重尚さんであります。元草津町の部長を務めた方でありまして、非常に見識のたけた方でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） たいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十六号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意については、たいま町長から提案のありました青木重尚氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、たいま宣告のとおり、青木重尚氏に同意することに決定いたしました。

続いて、議案第二十七号 草津町教育委員の任命について同意を求めることについて、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 草津町教育委員の任命についてであります。

任命しようとする委員、住所、草津町大字草津四五番地の一九六、氏名、安齋美希さんであります。この方は、安齋商店、酒屋さんのお嫁さんです。生年月日が昭和五十一年ということでございます。今現在、教育委員が松村宏志さんと黒岩智絵子さんと小林美穂さんで、今度退任された方が田村長三さんということ、その後任に安齋美希さんを町長として指名

をしないと、そういうことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十七号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについては、ただいま町長から提案のありました安齋美希氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり、安齋美希氏に同意することに決定いたしました。

#### ◎議案第十号、議案第二十五号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いております。議案第十号から議案第二十五号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

## ◎報告第二号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第二号 令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について報告を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第二号について朗読にて報告を申し上げます。

報告第二号 令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について。

令和四年度草津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。令和四年度の草津町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして説明を申し上げます。この計算書につきましては、前回の令和五年六月定例議会において、報告第一号として説明と報告をさせていただきました。この計算書につきましては、前回の令和五年六月定例議会において、報告第一号として説明と報告をさせていただきました。四行目の九款消防費、一項消防費、事業名、庁舎非常用発電機更新工事につきまして、地方債借入額の確定があったことから、一部変更がありますので、この点についてご報告を申し上げます。

表の中の金額及び翌年度繰越額の四千三百万円については変更がございませんが、未収入特定財源としての地方債において四千三百万円が四千二百四十万円に、また、このことによりまして一般財源が六十万円にと変更となったものでございます。

関連して、この繰越計算書の合計欄において、この六十万円分の内訳が変更となったという内容のものでございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしく願います。

◎報告第三号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第三号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について報告願います。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 報告第三号について朗読と説明をさせていただきます。

報告第三号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書について。

令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。令和四年度草津町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書にて説明をさせていただきます。

一款土木費、一項下水道費、事業名下水処理場再構築事業、金額一億四千三百万円、翌年度繰越額七千八十一万円、財源内訳としまして、未収入特定財源で国県支出金三千六百九十万五千円、地方債三千四百九十万円、一般財源で五千円でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎報告第四号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第四号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について報告願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第四号について説明をさせていただきます。

報告第四号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和五年九月四日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、株式会社草津観光公社、社会福祉法人草津町社会福祉協議会、株式会社白根草津パークランド、社会福祉法人にしあがつま福祉会、株式会社ザスパ、以上の五社より決算書が提出されておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） なお、お手元にそれぞれの決算書が配付されております。内容をご覧の上、質問、要望等がありましたら、直接担当の課長までお願いいたします。

◎請願・陳情書上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願書及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情等文書表について、受理番号、件名、請願・陳情者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、令和五年第五回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表でございます。新規分であります。

受理番号、陳情五、件名、固定資産税の減額の見直しを求める陳情。請願・陳情者等の氏名、草津リゾートマンション管

理組合連合会会長、永井敏夫ほか会員八名、付託委員会、総務観光常任委員会。

陳情六、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書。群馬県労働組合会議、議長、石田清人、総務観光常任委員会。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書につきましては、ただいま朗読した請願及び陳情等文書表のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。八月二十三日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

なお、最終日の本会議までの間、各担当委員会におけるの審議並びに決算書の検討について、よろしくお願いいたします。  
大変ご苦労さまでした。

散 会 午後一時四十八分

第  
二  
日  
九  
月  
八  
日  
（金曜日）

本  
会  
議

令和五年第五回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和五年九月八日（金曜日）午前十時開議

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 付託議案にかかる委員長報告  
総務観光・民教土木常任委員長  
温泉温水対策特別委員長
- 第四 議案第一号 質疑・討論・採決
- 第五 議案第二号から議案第四号 質疑・討論・採決
- 第六 議案第五号から議案第七号 質疑・討論・採決
- 第七 議案第八号及び議案第九号 質疑・討論・採決
- 第八 議案第十号及び議案第十一号 質疑・討論・採決
- 第九 議案第十二号 質疑・討論・採決
- 第十 議案第十三号及び議案第十四号 質疑・討論・採決
- 第十一 議案第十五号から議案第十七号 質疑・討論・採決
- 第十二 議案第十八号 質疑・討論・採決
- 第十三 議案第十九号 質疑・討論・採決
- 第十四 議案第二十号 質疑・討論・採決

第十五 議案第二十一号から議案第二十四号 質疑・討論・採決

第十六 議案第二十五号 質疑・討論・採決

第十七 陳情書にかかる委員長報告

総務観光常任委員長

第十八 議員派遣の件

第十九 付託議案外にかかる委員長報告

議会運営委員長

総務観光・民教土木常任委員長

温泉温水対策特別委員長

第二十 一般質問

第二十一 閉 議

第二十二 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

一 番	直 井 新 吾 君	二 番	安 齋 努 君
三 番	有 坂 太 宏 君	四 番	市 川 祥 史 君
五 番	安 井 尚 弘 君	六 番	小 林 純 一 君

七番	金丸勝利君	八番	上坂国由君
九番	湯本晃久君	十番	黒岩卓君
十一番	宮崎謹一君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	総務課長	石坂恒久君
企画創造課長	田中浩君	税務課長	熊川一記君
住民課長	堀田高史君	観光課長	宮崎健司君
健康推進課長	和田修君	福祉課長	中澤一夫君
土木課長	川島和武君	生活環境課長	宮崎雄一君
会計管理者	一場礼子君	上下水道課長	岡田薫君
こどもみらい課長	高井洋一君	温泉課長	関亘君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	ベルツこども園長	橋爪保君
福祉課課長補佐	越前谷学君	上下水道課主査	宮崎麻希君
総務課主査	清水聡之君	総務課主任	今平一真君
総務課主任	田中芙由美君		

事務局職員出席者

議  
会  
事  
務  
局  
長  
萩  
原  
健  
司

議  
会  
書  
記  
新  
田  
美  
幸

開 議 午前十時

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議の前に、今日は私もネクタイをしておりますが、九月いっぱいには自由でございますので、よろしく願います。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、お願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会、付託案件に係る委員長報告をさせていただきます。

開催日、令和五年九月五日、第一委員会室、出席委員全員です。

第五回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

一、議案第十号 温泉門広場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

本議案は、十月に完成予定の温泉門に係る施設について、周辺地域の活性化と観光振興に寄与することを目的として、当該広場の設置及び管理について、必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

委員からは、立体交差周辺に係る意匠の具体的な内容について質問があり、当局側から施設の詳細について説明がされました。関連して、湯樋の温度やその管理方法及びごみ箱設置に関する質問があり、当局からは、湯樋の温度は安全であることや、施設の管理方法については指定管理者制度の導入を考えていること、また、基本的に広場にごみ箱の設置はしない旨の説明がありました。そのほかに、立体交差内の速度や路面標示の設置についての質問が活発になされ、町当局からは丁寧な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第十一号 温泉門駐車場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

本議案は、十月に供用を開始する温泉門駐車場と駐車場トイレについて、地域住民や観光客の利便性と回遊性の向上を目的として、当該施設の設置と管理について必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

委員からは、駐車場の供用時間についての質問があったほか、駐車場と温泉門広場の管理方法に関わる質問がなされ、当局側からは、供用時間については今後規則で定めていくが、駐車場の運営に関しては職員配置など、コストについて抑制していくことを念頭に置きながら、十分検討していく旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第十三号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、特別職の期末手当の支給率を人事院等の勧告に合わせて引き下げるとともに、町長、副町長及び教育長の特別職の給与について、平成十三年年度から年間給与の減額措置をしてきましたが、二十二年が経過したことを踏まえ、この減額規定を廃止しようとするものであります。

また、支給率の引下げに伴う補填措置として、副町長及び教育長の給料月額を改めようとするものであります。当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

四、議案第十四号 草津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、さきの議案第十三号と同様に、草津町職員の管理職手当について、平成十三年度から継続して減額措置をしてきましたが、措置を開始してから二十二年が経過したことを踏まえ、この減額規定を廃止しようとするものであります。当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

五、議案第十五号 草津町健康増進センターの管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

本議案は、大滝乃湯並びに西の河原露天風呂について、度重なる諸物価の上昇や施設修繕における中長期的な運用を考慮し、利用料の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、大滝乃湯利用料で、一般大人が百二十円値上げの一千百円に、子供が百円値上げの五百五十円に、町民大人が五十円値上げの五百五十円に、町民子供が三十円値上げの二百八十円に改正するものであります。

また、町民十一回券が五百円値上げの五千五百円に、町民年間定期券が四千六百円値上げの四万二千六百円に、町民六箇月定期券が二千七百円値上げの二万四千七百円に改正する内容になっています。

西の河原露天風呂の利用料金については、大人が百円値上げの八百円に、子供が五十円値上げの四百円に改正するものとなっています。

当局側からは、物価の高騰問題や今の観光公社の経営状況が必ずしも順調とは言えないこと、また、他地域の同種施設の相場等を考慮し、値上げに踏み切ったとの説明を受けました。

委員からは、今後も他施設の状況を見ながら適切に料金改正を図るよう要望が出されたほか、余力を持って運営することで職員のモチベーションが上がり、サービスの向上につながるのではないかとの意見がありました。

なお、当局からの補足として、町民料金について、今般の条例改正では値上げを行うが、しばらくの間は現行料金を据え

置くとの説明がありました。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

六、議案第十六号 御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、御座之湯について、度重なる諸物価の上昇や施設修繕における中長期的な運用を考慮し、利用料の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、御座之湯利用料で、入浴のみの一般大人が百円値上げの八百円に、子供が三十円値上げの二百円にするものであります。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

七、議案第十七号 草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例について。

本議案は、草津温泉スキー場において、燃料費などの諸物価の上昇が続いていることを踏まえ、施設修繕における中長期的な運用を考慮し、利用料の改正を行うこと、また、現在進めているゴンドラ整備や展望レストランの建設等、取り組んでいる事業により、今後のブランド力の向上を見据えて利用料の改正を行うとするものであります。

改定内容といたしましては、リフト一日券で一千円値上げの五千五百円にするものであります。

当局側からは、条例改正ではリフト一日券を五千五百円に値上げを行うが、これは上限を定めたものであり、近隣スキー場の値上げの状況と相場を考慮に入れながら、今シーズンの料金を設定していくとの説明がありました。

委員からは、グリーンシーズンにおけるゴンドラの往復券の発行や割引についての質問あり、当局側からは、いろいろなケースが考えられるので、運営を進めながら、状況に応じて、料金設定について検討していくとの説明がありました。

そのほかにも、子供料金の見直しやインバウンドによる外国からのお客様をターゲットとしたソリ用コースの設定などについての質問があり、当局側からは、状況を見ながら検討していく旨の説明がありました。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

八、議案第十八号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第三次）（担当項目）。

令和五年度草津町一般会計補正予算（第三次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において一億二千四百五十二万二千円を増額しようとするものであります。

主な内容につきましては、十一款地方交付税のうち普通地方交付税の交付額の確定により、一億九千八百九十万一千円の増額。

第十六款県支出金において、地域振興調整費補助金五十万円の増額。

二十二款町債として、臨時財政対策債の発行額の確定により、七千五百万円の減額となっております。

次に、歳出における担当項目として、五千二百八十八万円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、第二款総務費において、文書管理システム改修費で九十万円の増額、その他に財産管理費において、庁用車購入による六百万円の増額、姉妹都市交流費において、バス等借上料で五十六万円の増額、財政調整基金費において、町費積立金で三千五百万円の増額。

第七款商工費では、観光総務費において、高速バス等ラッピング剥離業務委託で八十万円の増額、自然公園管理費において、ビクターセンター跡地広場トイレ建築設計業務委託で三百八十二万円の増額。

第八款土木費では、都市計画総務費において、温泉門竣工式にかかる費用などで二百六十二万五千円の増額。

第九款消防費では、災害対策費における庁舎非常用発電機更新に伴う関連工事費で二百万円の増額となっております。

委員からは、ラッピングバスの剥離についての質問があったほか、消防費における発電機について質問がされ、当局から詳細な説明が丁寧になされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

九、議案第二十号 工事請負契約事項の変更について。

本議案は、令和五年度社会資本整備総合交付金事業草津温泉駐車場トイレ整備工事において、変更契約の締結に係る承認

を求めるものであります。

工事変更の概要といたしましては、コンクリート階段部仕上げの木目調タイルの増工と手すりの設置、外構部仕上げの木目調タイルの増工等により、当初請負額から四百四十万円増額の変更請負額六千三百八十万円とするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に関わる総務観光委員長報告といたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 続きまして、民教土木常任委員長報告をさせていただきます。

令和五年九月六日に第一委員会室で行われました。欠席者なしでございます。

令和五年度第五回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第十二号 草津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案につきましては、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、法定事務に準ずる独自利用事務として個人情報保護委員会に届出及び承認を受けることで、住民の方々から提出をいただいていた課税証明書等の添付書類を省略することができ、住民負担の軽減につながることから、条例改正が必要である旨の説明がありました。

委員からは、具体的な手続方法やマイナンバーカードのひもづけ作業との違いなどの質問がありました。また、説明もありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第十八号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第三次）（担当項目）でございます。

令和五年度草津町一般会計補正予算（第三次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において九十万円を増額しようとするものであります。

主なものとしたしましては、土木費国庫補助金で、泉都橋補修工事に対する補助金として五十五万円の増額、ホームステイプログラム派遣事業参加者負担金として三十五万円の増額となっております。

歳出では、七千二百五十四万二千円を増額しようとするものであり、主な内容としたしましては、民生費、社会福祉費の社会福祉協議会運営補助事業で百万円の増額、児童福祉費の児童室運営事業で百二十一万九千円の増額。

衛生費では、清掃総務費、工事請負費において、クリーンセンター運営事業、焼却施設維持整備工事で一千万円の増額。

土木費では、土木総務費において、立体交差終点沿道の樹木サイズ変更及び温泉門駐車場看板設置工事費で四百万円の増額、立体交差建設に関連する町道隅切り等の用地購入費で二百三十一万二千円の増額、立体交差建設協定における継続工事分の町負担金で三千四百五十万円の増額、道路橋梁維持費において、町道立町四号線の拡幅にかかる用地購入及び建物補償費等で七百四十一万九千円の増額、泉都橋補修工事費で百万円の増額、住宅管理費において、町営中島住宅の空き家修繕事業で四百五十六万円の増額。

教育費、中学校姉妹都市交流事業の受入れ経費で四十六万四千円の増額となっております。

委員からは、予防接種事業や立体交差関連などの質疑がなされました。

また、クリーンセンターの運営事業の工事請負の工事内容に加え、広域化やごみ問題について活発な議論がなされ、当局からも事業者及び町民の皆様にも理解をいただきながら進めていきたいと丁寧な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

開催日時は、令和五年九月七日に十時から行われました。

委員は全員出席していただきまして、傍聴人が四人でございました。

令和五年第五回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして、審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第十九号 草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第二次）について。

本議案は、令和五年度草津町温泉温水供給事業会計における補正予算であります。

初めに、事業費用の営業費につきまして、瑠璃の湯の改修工事のため七百万円を増額し、事業費総額を四億七千六百二十四万円としようとするものであります。

次に、資本的収入につきましては、温泉給湯分担金二件分五百八十二万九千円を増額し、収入総額を一千六百四十九万円としようとするものであります。

資本的支出につきましては、草津温泉バスターミナルエレベーター整備基本・実施設計業務委託で六百九十三万円、万代鉱源泉貯湯及び配湯設備工事実施設計業務委託で一千四十万円、合わせて一千七百三十三万円を増額し、支出総額を八億三千三百三十四万四千円としようとするものであります。

委員からは、瑠璃の湯改修工事の内容及び草津温泉バスターミナルに予定されているエレベーターの場所などについて質問がなされ、当局からは、瑠璃の湯の改修内容、草津温泉バスターミナルのエレベーター設置の経過や内容について説明がございました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十一号 温泉引用許可について。

本議案は、旧ホテルおおるりを所有していた樁合同会社代表社員、目黒正行氏から、株式会社マイステイズ・ホテル・マ  
ネジメント代表取締役社長、代田量一氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続五年以上経  
過していないことから、第四条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされて  
いる西の河原源泉、毎分五十リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原  
案のとおり承認することといたしました。

議案第二十二号 温泉引用許可について。

本議案は、旧ホテルおおるりを所有していた樁合同会社代表社員、目黒正行氏から、株式会社マイステイズ・ホテル・マ  
ネジメント代表取締役社長、代田量一氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続五年以上経  
過していないことから、第四条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされて  
いる万代源泉、毎分十五リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原  
案のとおり承認することといたしました。

議案第二十三号 温泉引用許可について。

本議案は、旧ホテルおおるりを所有していた樁合同会社代表社員、目黒正行氏から、株式会社マイステイズ・ホテル・マ  
ネジメント代表取締役社長、代田量一氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続五年以上経  
過していないことから、第四条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされて  
いる湯畑源泉、毎分十五リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原  
案のとおり承認することといたしました。

議案第二十四号 温泉引用許可について。

本議案は、旧ホテルおおるりを所有していた樁合同会社代表社員、目黒正行氏から、株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント代表取締役社長、代田量一氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続五年以上経過していないことから、第四条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされている万代源泉、毎分十四リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、温泉給湯分担金への質問がなされ、当局より温泉給湯分担金についての考え方や説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十五号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、旧勢州館を所有していた加藤比佐子氏から、株式会社あかいし代表取締役、赤石知子氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている湯畑源泉、毎分十三リットルに対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告といたします。

続いて、付託議案外にかかる委員長報告……

○議長（宮崎謹一君） それは後でいいです。まだです。

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） これは後ですか。では、後でまた触れさせていただきます。

以上、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終了いたします。

◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第一号 令和四年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本でございます。

それでは、恐れ入りますが、歳入に関して二件、歳出に関して六件、その他に関して一件、合わせて九件の質疑をさせていただきます。

まず歳入、事項別明細書の二十二ページ、中段の少し下です。十三款一項一目民生費負担金の中で、児童福祉費負担金の歳入に関してですが、こちら昨年度、令和三年度におきましては二百六十六万六千円の収入未済ということだったんですが、今回におきましては、その分のほぼ満額に近い額といえますか、二百四十九万六千円が不納欠損という形で出ております。いろんな事情があるかと思うんですが、今回不納欠損という形になったことについての経緯のご説明をお願いいたします。

続きまして、歳入四十二ページ、下のほうです。二十一款四項一目の雑入の中で有価物売却収入八十三万九千二百五十八円というのがございます。これに関しては昨年度が二十万円代でしたので、かなりの増額となっておりますけれども、この内容をお願いいたします。

続きまして、歳出です。

五十四ページ、二款一項三目会計管理費の中の会計管理事務費の中の十七節機械等器具費三十二万一千六百四十円、こちらが主に予備費からの計上のようにですが、この内容をお願いいたします。

続きまして、五十八ページ、やはり予備費から出ていると思われるものなんですけれども、二款一項五目の中で右説明欄、情報化推進対策事業の中の十四節維持補修費四十四万円、こちらの内容をお願いいたします。

続きまして、六十四ページ、一番下のほうです。賦課徴収事業、説明欄の中の二十二節町税過年度還付金、こちらにつきましては、予算六百万円のうちの不用額ということで百九十九万五千二百五十四円ということになっておりますけれども、予算である程度見積もっていたものがそうでもなかったということだと思っておりますけれども、そのあたりの説明をお願いいたします。

続きまして、八十四ページ、それとこれに関しては百五十六ページにも出てくるところなんですが、十八節草津町給食代替保護者支援金、百五十六ページでも同じようなものが出ております。恐らく八十四ページのものはこども園の分、百五十六ページは小学校の分ということだと思っておりますけれども、この給食代替保護者支援事業について、説明をお願いいたします。

続きまして、九十八ページ、墓地事業の中の十二節施設等管理委託、こちらが予算百十四万六千円に対しまして決算の不用額八十七万七百三十六円ということで、八割ほどの不用ということになっておりますけれども、この内容、不用がこれになった何か原因があるのでしょうか、お願いいたします。

続きまして、教育費の中、百四十四ページの上のほうです。各種大会参加派遣費二百十万二千三百二円、これ、予備費計上がある程度出ているということで、これは恐らく非常に喜ばしい予備費の使われ方であるかなと思います。大会参加ということは、生徒さんが非常に頑張って何かの大会に参加されたということだと思しますので、その紹介も兼ねまして、その内容についてご説明をお願いいたします。

そして、歳出の後の財産調書というページがございます。令和四年度草津町財産に関する調書というのが、最後から三ページ目です。そちらの中で、公共用財産の中のその他の施設というのが五十九万六千円減ということになっておりますが、これはどういったものが減という形になったのかお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 答弁は、こどもみらい課長。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） 湯本議員の一番目のご質問にお答えいたします。

決算書、歳入の二十一ページ、二十二ページの下段、十三款分担金及び負担金、一項負担金一目民生費負担金、一節児童福祉費負担金における不納欠損となります。不納欠損額二百四十九万六千五百五十円についてのご質問ですが、こちらにつきましては、保育料の滞納額となっております。

内訳といたしましては、平成四年度から平成二十五年度までの園児二十二名、三十四件分の保育料となっております。

町立第一、第二保育園、あおぞら保育園時代の滞納分であり、古いものでは既に発生から三十年以上経過しております。地方自治法第二百三十六条、金銭債権の消滅時効の規定にある時効五年に基づき、回収不能である三十四件分、二百四十九万六千五百五十円を不納欠損の処理にしたものであります。

滞納発生時においては回収努力を続けておりましたが、全て回収することができず、令和四年度に至るまで繰越処分をしております。今回決算におきまして、法令に基づいて精算をさせていただいております。

以上になります。よろしいでしょうか。

○九番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、生活環境課長、答弁願います。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） 四十二ページの有価物売却収入のご質問ですが、確かに増えております。今、有価物の売却として段ボール、新聞の紙類、また、金属、くず、それと羽布団を有価物として売却しております。その中で、段ボール等の紙類の買取り価格が令和三年度よりも四年度、かなり大幅に上昇した分の金額への反映だと思えます。

ただし、段ボール類や金属類等の有価物は、かなり社会情勢を色濃く反映するため、なかなか価格の変動が激しいものでありますので、またもしかしたら来年は下がるかなというのもありますので、ご承知おきいただければ、よろしくお願

ます。よろしいでしょうか。

○九番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会計課長、答弁願います。

〔会計課長 一場礼子君 登壇〕

○会計課長（一場礼子君） それでは、湯本議員の三番目のご質問にお答えをいたします。

五十四ページの機械等器具費の内訳というか、予備費を充当したものににつきましては、会計課で通常業務で使っておりますプリンターが故障いたしましたして、こちらがかなり古いものだったので修理対象外であったため、新規購入をさせていただいたものと、四月からゆうちょ銀行及び各金融機関が硬貨の入金等を有料化を進めた関係で、役場窓口での納税の際、大量の硬貨を持ち込まれる方が増えてきました、硬貨選別機を導入させていただきました二点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、湯本議員の質問にお答えいたします。

質問なんです、五十八ページの右側説明欄の情報化推進対策事業の十四節維持補修費の内容ということでございますが、八月十八日に庁舎内のサーバー室で発生しましたエアコンの修理、これに充てたものでございます。

説明は以上となります。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、税務課長、答弁願います。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

徴税費における償還金利子及び割引料については、主に法人町民税確定申告にかかる前年度予定申告分の過納による還付

や、過年度における還付請求遅れによる還付未済となっているものの還付、及び過年度減額更正等による還付などが該当しまして、これらの該当者からの申告遅延または還付請求遅延などに対応するため、本年度においては安全を見て減額更正を見送った結果による執行残となっております。

以上です。よろしいでしょうか。

○九番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、こどもみらい課長、答弁願います。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） 続きまして、湯本議員の六番目のご質問にお答えいたします。

八十四ページ、ベルツこども園費におけます十八節負担金補助及び交付金の草津町給食代替保護者支援金五十一万五千五百円についてのご質問ですが、こちらは令和二年度より実施しております新型コロナウイルス感染症による休園またはクラス閉鎖によって、仕事を休まなければならない保護者の方々への負担を軽減すべく、一日五百円を給食代として負担支援を実施したものととなります。

令和四年度におきましては、臨時休園となった日が八日間、またクラス閉鎖となった日が九日間、対象園児の保護者に対し支援金をお支払いしております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） 先ほどこどもみらい課長から説明のありましたとおり、小学校、中学校においてもコロナ感染によって学級閉鎖をいたしました。小学生二十四名、中学生三十八名、一食五百円、三日分の給付金になります。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長、答弁願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、湯本議員の八番目のご質問にお答えしたいと思います。

墓地事業につきましてはですが、八十七万七百三十六円が執行残となっている件につきまして、令和四年度につきましては、暖冬の影響で除雪費の減少がございました。その理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、ご質問にお答えします。

百四十四ページになります。上段にあります各種大会参加派遣費の前年度より増えた要因ですけれども、主なものとして、部活動で駅伝などコロナ禍で中止になっていた各大会が再開したことや、各種県大会へ出場したこと、また福島県で行われました全国中学校陸上大会では一五〇〇メートルに出場の選手一名を派遣したこと。

それから、吹奏楽では地区大会で優勝し新たに県大会へ出場するなど、昨年度と比較すると支出額が上回った結果となっております。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長、答弁願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、湯本議員の十一点目、最後のご質問にお答えいたします。

決算書の後方の令和四年度草津町財産に関する調書のご質問でございます。この中の公有財産につきまして、財産調書の中の公共用財産のうちその他施設、木造建物における五百九十六平米の減少の内容についてでございます。

これにつきましては、平成十七年度に町が取得いたしました当時の道路公団跡地において、現在進めております温泉門駐車場 の設置に合わせまして、道路公団の官舎でありました木造の建物七棟を取り壊したことによるものでございます。その

七棟分の面積が五百九十六平米ということでございます。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員、よろしいですか。

○九番（湯本晃久君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂です。八点ほど歳出のほうで質問させていただきます。

まず最初、六十ページ、八款、交通対策費の中で高齢者運転免許証自主返納支援事業というのがございますが、この金額、令和三年度より三万三千円の減額計上となっておりますけれども、これ実績によるものなのか。また、もし減った理由が分かるのであればお示しいただきたいのと、あとまた、自主返納事業の仕方が今現在、広報いでゆのみで行っているようなんですが、それ以外での広報の仕方をどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、六十二ページ、十一目ふるさと納税事業費の中で、草津町ウクライナ支援事業の寄附金の計上が約三千八百万円に上っております。これ、令和三年度にふるさと納税でウクライナに支援をするということで行った事業だと思っておりますけれども、たしかこれ、日本赤十字社を経由してウクライナに寄附をしたということだったと思っておりますけれども、寄附を寄せていた方にもホームページ等を通じて報告をするような義務があると思うんですけれども、寄附金を日本赤十字社に納めただけで、赤十字社がどういうふうに送金をしたかという報告を町としていただいているかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次、三点目、七十八ページの障害者自立支援事業費の中で、やまどり指定管理料分担金というのがございます。これ令和三年度と比べると増額の決算計上となっておりますのですが、これは草津町がここを利用する人、障害者が増えたのかどうかと、利用者が増えたために増額になったのか教えていただきたいと思えます。

次に四点目、八十ページ、下から二つ目の丸印、出産祝金支給事業、これは私が多分一般質問して、行っていたいて本

当にありがたいと思います。この金額に対する実績というか、そういう数字がもしお分かりになれば、お示しいただきたいと思えます。

続いて五点目、八十六ページの下から二つ目の丸、町内巡回バス（外出支援）事業。昨年も私質問させていただいたと思うんですけども、印刷製本費が令和三年度の決算に対して五万四千二百三十円のプラス。その下、十二節の外出支援事業で昨年より二万一千五百五十円の減額となっているのですが、この内容をお願いいたします。

六点目、八十六ページ、同じところの一番下の丸の十二節養護老人ホーム老人保護措置費が令和三年度より減額計上となっておりますが、これは利用実績によるものなのか、ご説明をお願いいたします。

七点目が九十四ページ、一番下の欄、特定不妊治療助成事業費、これも令和三年度より減額となっているんですけども、これたしか一件十万円だと思ふんですけども、一件の利用だけだったのか、ご説明いただきたいと思ふます。

最後八点目、百五十六ページの学校給食費の中なんですけれども、草津町の政策として、小中学校の生徒には保護者負担はなしで運営していただいても感謝をしておるんですが、ここ最近、広島県に本社を置く給食業者が事業閉鎖をして、全国二十一の地域で給食サービスが停止をするという事態が起こり、結構問題となっているんですけども、草津町も物価高騰や燃料費の高騰などご苦労されていますが、こういう給食事業の内容ですね、どこの業者に委託をしているのか。会計年度任用職員の募集とかを見ると、自分のところで運営しているということが分かるんですが、その辺のご説明や、今後の給食事業に関して、町としてどのようにお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思ふます。

以上、よろしく願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長、答弁願ひします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

一点目の六十ページにございます高齢者の運転免許証自主返納の関係でございます。昨年から若干の減額となっております。

すけれども、内訳といたしましては、令和四年度は高齢者の方々がこの事業を活用された中で二十四名の方の自主返納がございました。令和三年度につきましては二十七名ということで、この三名分の減が決算額の減少につながっているものでございます。

広報等のこともございますけれども、そもそも高齢者の返納事業は警察のほう为主体で動く事業でございますが、行政サービスの一環として高齢者の返納事業を令和元年度から行っております。広報につきましては、広報いでゆで載せておりますので、今は周知のほうにつきましては、もし不足することがございますれば、また広報いでゆ等を通じて行っていきいたいというふうに思っております。平均して約三十名程度が年間に返納に訪れるというようになってございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いてやってください。

○総務課長（石坂恒久君） 二点目のご質問も総務課に関わるものでございます。

六十二ページのウクライナ支援の関係でございます。これにつきましては、ご承知のとおり、令和四年度一年間、町長施策の中で平和があつてこそその観光地という趣旨のもと、ふるさと納税の五％分を寄附をさせていただきました。額にいたしましては、これまで報告させていただいたとおり、この決算額になります。寄附総額が令和四年度が約七億六千二百万円だったということで、この五％分の決算額三千八百一十一万一千二百六十三円を日本赤十字社を通じて寄附をさせていただいております。

また、町のほうといたしますれば、令和四年度については、毎月振り込んだ都度、広報、公式ホームページのほうで報告をさせていただいております。また、日本赤十字社のほうでどのように使われたかの公表については、日本赤十字社の令和五年二月一日時点のホームページになりますけれども、避難地域での電力、水、インフラの支援で二十五億円、それから紛争地域の支援活動として、水・食料、医療や医薬品や負傷者の応急手当に十五億円といったところに人道支援、復興支援として、草津町として送ったものが使われているという見込みをさせていただいております。

説明については以上です。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、有坂議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域活動支援センターやまどりの関係でございます。こちらのほうは、令和三年度、にしあがつま福祉会から指定管理に変更がございまして、その際に精算をした金額が差し引かれて指定管理料として払われております。令和四年度から精算が終わりましたので、満額をお支払いしている状況でございます。

現在、利用者十五名ほどの中で、草津町からも三名ほど通われているということで、特段年度ごとに利用者が増えているという理由ではございません。

以上、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、住民課長、答弁願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、有坂議員の質問にお答えいたします。

八十ページの出産祝金支給事業の実績数値ということでございます。こちらのほうが第一子が五万円、十二名、合計で六十万円。第二子が五万円、十名、合計で五十万円。第三子が十万円、六名、六十万円。第四子が十五万円、一名、十五万円。合計にして百八十五万円の計上となっております。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

八十六ページの町内巡回バスの印刷製本費十万一千七百五十円の件でございます。こちらのほう、先ほどと関連あります。

けれども、免許返納において、こちらのバスの利用券を選択いただいた方への切符、あるいは時刻表の需要が最近増えておられますので、こちらの増し刷りの費用でございます。

続けてよろしいでしょうか。老人ホームの関係でよろしいですかね。

同じく八十六ページ、十二節委託料、養護老人ホーム老人保護措置費でございます。こちらのほう、三名の方がお亡くなりになったことで減額となっております。現在六名の方が入所されております。以上です。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、健康推進課長、答弁願います。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

令和四年度にしましては、九十四ページの特定不妊治療助成金事業なのですが、一件の申請のみとなっております。よろしいですか。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） 有坂議員のご質問にお答えします。

ページで言いますと百五十六ページになります。給食調理事業で給食原材料が高騰ということ、そのとおりでございます。燃料と食材が高騰した結果、増額の要因になってございます。現在、学校給食センターで運営を行っておりますが、今後当面、学校給食センターで運用をしていく予定でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 当局は、当初予算から途中、補正予算という形で、その都度、審議を受けています。

今回令和四年度の決算まで十三回補正をかけて、その都度、議会の審議をいただいています。議決をもらっています。

何を言いたいかと言いますと、当初予算に遡って今までということになると、全て元に戻して審議をしてしまうような質問になってしまう。そうではなくて、最終的な補正予算の最後と今回の決算と数字が違うというものは、当然のことながら質問するというのはいいと思うんですけども、それを全部当初に遡ってやると、言い方を変えると、では補正は要らないのかという話になっていっちゃうんですね。

さりとて、質問してはルール違反だとは申し上げませんが、やはり途中の補正を十三回もしていますから、その都度当局が提案して、質問を受ければ答弁していますから、何重もの審議になってしまふというふうに、私も議員時代が長かったですから、私はそういうふうに感じるんです。

そして社会的とか天変地異とかいろんな問題があつて、その中で、この問題というのは大変大きな問題だからという意味で、本会議で決算に当って審議することは、それはやぶさかではないという判断なんです。去年度予算と比べて比べますと、また原点に戻っていつてしまうような意味合いになってしまふというふうに私、今聞いてて思うんですけども、絶対に質問しちゃいけないということではありませんが、ぜひご理解いただきたいのは、十三回も補正予算を組んで、その都度、今みたいな質問には、質問されれば答弁しているわけですから、委員会でも何でも。そういう中で、屋上屋を何度も重ねていくのはどうなのかなという思いがします。

私が議員時代は、それに従えというわけではないんですけども、決算議会については、あまり質問する人もいなかったですし、仮にですよ、これルールなんですけれども、議会が議案を否決したとしても、決算議会というのは認定というのは無効にはならないんです。済んだことという意味になりますから。

そういう意味で、熱心なのは十分理解しますし、当然のこと、町民の代表として質問することは結構なことなんですけれ

ども、その都度委員会で十三回も補正を組んで、当局は議会に提案しているということは、その中間の補正のあれはどうしたんだという話までになっていってしまふ気がするのです、大きな意味で、こういう問題があったけれども、途中でこういう劇的なことがあったけれども、当局はどう考えるのか、予算についてこの数字はどうするんだというものは、非常に前向きな質疑になると思ふんです。

絶対に質問しちやいけないという意味じゃないんですよ。できないことはないんですけども、途中でやってる補正までが何だったんだらうという話になりかねないというふうに思うので、提案する町長として、皆様方の上から目線という意味じゃないです。対等の立場ですから、そういうふうにご理解をいただければと思います。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

今、町長からも話がありましたように、決算の資料だけ見ると、当初と比べてしまふんですが、その辺、途中で補正もやっておりますので、途中の補正の議案書もありますから、ぜひその辺と比べてご審議願いたいというふうに思っております。いろいろ議会といたしましても、改革することは改革し、そしてまた、町民の皆様に分かりやすくすることは分かりやすくすることでやらなければいけませんけれども、屋上屋を重ねるようなことのないように、これから注意をしていただきたいと、私の意見でございます。よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑がなければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第一号について原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第一号については、原案のとおり認定いたしました。

ここで十分ほど休憩いたします。二十分に始まりませす。よろしくお願ひします。

休 憩 午前十一時九分

再 開 午前十一時二十分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じまして再開いたします。

◎議案第二号、議案第四号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二号から議案第四号までの決算認定議案について一括質疑を行います。

湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本です。

議案第三号、介護保険決算について質疑を行います。

事項別明細書の二十ページ、下のほうです。認定調査等事業の会計年度任用職員さん、パートの職員手当、期末手当ということですが、これが予算額の半分ほどが不用となっております、またその下の共済費、社会保険料が予算二十二万五千円のところは二十万円以上の不用ということになっております。

これを見ますと、認定調査に関して人手が足りているのかなという心配が出てくるんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

続きまして、その次のページ、二十一ページから二十二ページにわたるところですが、趣旨普及費、パンフレットの印刷とか、そういったところだと思ふんですけども、需用費、役務費ともに十八万四千円、予算の丸々不用という形になって

おります。こちらについて経緯のご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

まず、二十ページの認定調査等事業の期末手当の件でございます。こちら、現在パートとして一名の認定調査員を会計年度任用職員として雇用しております。年間申請者数は五百件前後でございます。この中で超過勤務も発生するような形として、予算上では職員手当等の中で予算化をしましたが、業務の効率化を図ることでそういったこともなく、その分、執行残ということで見えてはおります。

また、その関連としまして、全体の賃金のほうがある程度の金額を超えますと、社会保険の加入の可能性が出てきますので、こちらの措置としまして、共済費のほうは計上をしておいたものでございます。

それでは、二十二ページの趣旨普及費でございます。

こちらは介護保険制度の分かりやすい啓蒙のためにパンフレットを例年購入しております。若干余剰がございましたので、前年度分を回すことで令和四年度の購入はございませんでした。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○九番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号から議案第四号までについて原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二号から議案第四号までについて、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第五号、議案第七号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第五号から議案第七号までの決算認定議案について一括質疑を行います。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第五号から議案第七号までについて原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号から議案第七号までについて、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第八号及び議案第九号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第八号及び議案第九号の決算認定議案について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第八号及び議案第九号について原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第八号及び議案第九号については、原案のとおり認定いたしました。

---

◎議案第十号及び議案第十一号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十号及び議案第十一号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十号及び議案第十一号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第十号及び議案第十一号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十二号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十二号につきまして質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十二号について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よつて、議案第十二号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十三号及び議案第十四号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十三号及び議案第十四号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十三号及び議案第十四号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十三号及び議案第十四号について、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十五号、議案第十七号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十五号から議案第十七号について質疑を行います。

小林議員。

○六番（小林純一君） 六番、小林です。議案第十五号と議案第十七号についてご質問させていただきます。

まず初め、議案第十五号のほうなんですけれども、草津町健康増進センターの管理及び利用料金条例の一部を改正する条例についてですが、委員会を傍聴させていただいた中で、町民のほうは料金は当面の間、据え置きでいくというふうな説明が当局からあったかと思うんですけれども、それでしたら、なぜ条例上は町民のほうは上限を上げたのかという、その理由をまずお聞かせいただきたいということです。

それから、議案第十七号 草津町索道旅客運送条例の一部を改正する条例についてということで、一日券の上限を五千五百円にするということなんですけれども、ほかのスキー場と比べて相場というものはあるかとは思いますが、去年も値上げしております。そして一律で上げていくというののもどうかというふうに感じる部分もあります。

やはり相場というのは、草津の同程度のスキー場と比べての料金ということになるかとは思いますが、そういう意味では、例えば平日はもっと安くしたりとか、そういう柔軟な運用を考えたりということはしているのかどうかということ。それからあと、町民のリフト利用についてはどういうふうに考えているのか。この二点をお伺いしたいと思います。

す。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 今、大滝乃湯が値上げという中で、町民は上げないけれども条例上は上げると書いたけれども、その理由ということなんですが、条例に書かれているものが自動的に価格転嫁をするという意味ではありません。これだけのご承知しておいていただきたい。指定管理というのは、リアルタイムで物事を判断しなければなりません。そうすると、一々議会の議決を取って、その都度その都度やっているビジネスとして遅れていつてしまいます。

だからそういう意味で、上限を決めておくだけであって、それは指定管理の中で、今、私が社長が務めていますけれども、その中で様々な事情を考慮しながら値段を決めていくという考えです。

そしてお客様に対しては、大変申し訳ないですけれども、諸事情、物価等いろいろまた人件費も上がっていきますので、上げていかなければやっていけないというのが一つです。

それと、草津ブランドを考えた場合、大滝乃湯というのは今度一千百円、それから露天風呂が八百円、御座が八百円。私は決して高くない。草津ブランドからすれば、それほど高くなって、まだ割安感があると判断をしております。

ある特定のリゾートが非常に名前が知られた瞬間、物すごく値段が上がりますけれども、それを何で上げられるか。ブランド力だと思えます。ですから、私が政策上、判断してきたのは、草津ブランドを高めていくという意味で、町そのものに利益はほとんどないんですけれども、ブランドを高めるための施策を打ってまいりました。その結果、お客様も増え、宿泊の事業者の皆さんの単価も上がったと思えますし、様々な面が好循環を生み出してきたということでございます。

ですから今回、大滝乃湯の値上げについて、町民は上げないと言っている中でなぜ条例改正をしたという話なんですけれども、条例上は書かせていただきますけれども、それはそのときの判断で、どっかでまた町民の皆様にも、それを何て言うんですか、受け止めてもらえないときが来ると思いますが、私の判断は、条例上は書かせていただいて、当面の間は町民の

皆様は公営企業法の論点、一番の本旨から言って、今回はとりあえず値上げは見送る。しかしお客様には、その負担をしていただかなければ経営ができないというふうに思っておる次第でございます。

もう一つの質問がリフト料金なのですが、正直言って昨年のリフト料金の提案は、私は非常に禍根が残っております。安過ぎた。やはり真面目に早く工事をして、公開をしてシーズンに入らなければと思いますので四千四百円という数字を打ち出したんですけれども、草津が出した後に一斉に値上げが出てまいりました。

何点か申し上げます。昨年の料金ですけれども、奥利根スノーパークが令和四年度で五千円、それからホワイトワールド尾瀬岩鞍が五千五百円、それから丸沼高原スキー場が五千五百円、川場が五千五百円、万座が五千円、たんばらが五千円ということ、突出するのが谷川天神平が令和三年度が四千円だったんです。それが星野リゾートがお買い上げになったそうでありまして、いきなり六千円ですね、令和四年度で。これが星野ブランドという意味なんですよけれども、そして草津町が四千四百円です。

昨年値上げするときも、小林議員を含め二人の方が値上げに反対すると、賛同を得られなかった、それはもう自由だから結構なんです、経営というのは総トータル的に考えていかなければやっつけいけない。

観光公社は、何度も委員会では言いました。令和二年、三年で六億円の赤字出したんです。放置すれば会社は倒産します。その中で急遽、私が社長ということで、報酬ゼロ、退職金ゼロ、新社長の接待交際費ゼロ、厳しい条件の中で立て直しをしてきました、令和四年度が一億円の利益を出しました。しかしこの一億円というのは、草津町の指定管理料が七千万円減免した中で数字であり、今までの数字を当てはめれば三千万円しか利益が出てない。三千万円という利益は、年末年始でちよつと雪がなければ、もう一発でそれで終わり。そのくらい不安定な経営が続いているという中で、何とか私が町長のうちに、その基盤作りをしっかりとっておきたいということです。

また、電気料が物すごく値上げをしています。そして人件費も上げていかなければ人がいつかない。そういう諸々を考えて、それでも昨年、遠慮がちで四千四百円という値決めで皆様に条例上のあれでやったんですけれども、私は大失敗だと判

断しています。つまり、上げるときに上げておかないと、次に上げたとき、上げ幅が物すごく大きくなる。これにアレルギーが出るということです。

そして今年、何社か出ています。万座温泉スキー場が五千五百円です。これはこれでいくそうです。それからノルン水上が五千二百円。それとパルコール婦恋スキー場五千九百円という数字が今のところ出ております。そして草津温泉スキー場の指定管理の条例上の金額を五千五百円に設定をしたということでもあります。これは条例上の数字ですから、自動的にその数字をイコールにはしないです。それは経営という判断の中で、またそれを上回ることにはできませんけれども、それを下回することは別にルール違反でも何でもありません。そういう中で、私の判断では五千五百円まで持っていけない。

昨年四千四百円ですから、一気に草津町が一千百円上げることになってしまうので、その辺どこで収めるか、他のスキー場の動向を見ながら、そして草津スキー場は面積が狭い、何だかんだと言われましたけれども、その狭いスキー場ですけれども、草津町はゴンドラと上のガラス張りのレストハウスも含めて十億円近い、もっと増えるかもしれないですけれども、投資をしながら、では、そのお金をどうするんだということは、千客万来事業会計で企画創造課が担当しておりますけれども、金が公社からもあまりもらえなくなりました。そうすると今度は、役場側が資金がきつくなってくる。そういう中で提案したように起債を起したということでもあります。

経営というものは一点を見て、一本の木を見て、よく言われるように、森を見ずして物を語るなど言うように、全体を見ながら経営判断をしなければならぬという判断の中でおりますので、今日提案させていただいているのは五千五百円ですけれども、昨年は四千四百円と安過ぎた。ですから、それまで持っていっちゃうとあまりにも差が大きということ、それが一番の理由ですけれども、五千五百円まで持っていくつもりはありません。

また、平日券をどうするんだというのは、それはまた考えてみたい。そして提案のある子供の料金も考えろと言われておりますので、今現在、私が町長であり社長でありますから、それも考えてみたい。だけれども、経営は続けなきゃならない。観光公社をつぶすわけにいかない。観光草津の施設の大半を観光公社が担当しているものが、これが元気をなくせば、観光

草津の魅力が削がれていくということをご理解していただきたい。好き好んで一方的に値上げしたいなんて思わない。

私も本当に自分自身が商人の中の商人だと思っております。その中で、値決めというのは物すごく難しい。それが経営に大きく左右するし、お客様がそれを理解してくれるかどうか、その判断は常に私の自分のビジネスとして、してきましたけれども、そういう意味で観光公社の経営を考えたとき、また、千客万来事業会計のキャッシュフロー等々を考えたとき、どうしても値上げをさせていただかなければ、電気料が何千万円と上がってくる、人件費も考えなきゃならないという中で、今回提案をさせていただいてるということでもあります。

整理しますけども、大滝乃湯はお客様に対しては値上げをお願いしていききたい。しかしながら条例上は、町民の皆様に対しても上げるスタンスを取っておりますけれども、それをとりあえずは適用しない、旧の価格で当面の間は、それで物事を進めたい。もし上げるときは黙って上げないです。きちんと議会のほうにも報告をします。それは約束します。その中で運用をしていききたいと思っております。

そしてリフト料金については、もう一度整理して言いますけれども、五千五百円までは持っていかない。それを幾ら、百円下回るのは二百円下回るのは、これは経営判断です。やはり観光公社も株式会社ですから、経営していかなくやならない。町の会計もどんどん基金を食っていつちやっても困るので、そういう中で総合力、総合的に判断をしてまいりたいと思っております。

平日料金も今、公社も考えていますし、また私のほうから再度、物事を言うつもりでありますけれども、リフト料金の中の子供料金のほうの見直しもどこまでできるか、もう一度考えていききたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何度も言います。昨年の料金設定は、私が大失敗したという自覚を持っています。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本です。

議案第十五号につきまして、再度確認ということになってしまいうんですけれども、大滝乃湯の町民の料金に関しては、当面値上げを行わないという答弁を今いただきました。これに関して町長は公社の社長を二年間の任期というところでありますけれども、この件に関して、当面実際の値上げを行わないという件に関しては、その後の新体制になってからもこの件は引き継がれるのでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 指定管理の場合は、条例上は、まず議会の議決をもらわない限りは料金設定できないんですね。指定管理をして。ですから五千五百円のリフト料金をして、大滝乃湯は一千百円の町民は幾ら上がるということなんです。

公式の場所ですからはっきり述べておきますけれども、私は一月で社長交代をする予定でいます。約束の二年間、本来ですと十二月なんですけれども、ゴンドラの竣工式が十二月にある。シーズンに入る。その中で社長交代というのは、あまりにもせわし過ぎるということで、シーズンに入る一月に私が社長を退任し、取締役も一切退任します。ですから町長としての職に戻ります。

これは議会に約束したとおり、二年間という約束で公社の建て直しのために入っていくと言ったわけですから、何度も言いますけれども、町長に対する全ての報酬等はゼロであるという中で約束をしながら、もし私になつてなければ、今、観光公社の方向は変わったと思えますよ。町長が社長を兼務したことによって、大胆な改革もできたと、方向性を見出すことができたというふうに思っておりますので、そういう中、例え新体制で新社長がいずれできますけれども、町民料金を上げるときには、社長の判断ではなく、町長の了解を取ってくるのは当然の話です。

ですから、それは政策的に私が判断したことです。新社長が勝手に上げたいと言ってもそれはできない。町長の了解を取らなきゃならない、そういう料金体系になると思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○九番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂です。議案第十五号に関して一点だけ質問させてください。

たしか昨年も今ずっと電気代の高騰だ、人件費の高騰だとおっしゃっていて、昨年の値上げのときもそのことを言っていて、あと施設の修繕もたしか昨年も入っていたんですけれども、昨年値上げしてから、私もたまに行っているんですけども、修繕をしていない箇所が多々見受けられるんです。利用している町民の方からも、値段を上げて、ここ何年も前から指摘しているんですけども修理はされてないという箇所があるんですね。

そういうのを今後、残りの兼務している任期の中で、せっかく今回も値上げをするわけなので、ぜひとも修理のほうを考えていただきたいんですけれども、その辺どうお考えですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私も町長職が忙しいですから、大体公社に行って打ち合わせするのは土日が多いんです。そういう中で、この間も大滝乃湯の所長を呼びまして、上げるときにはちよつとサービスが変わったね、ちよつときれいになったねというものがビジネスの視点から必ず必要なんだと。だから、それをするようにというふうには指示しております。役員にもそういう指示をしております。汚いところがあれば直せと、危険なところがあれば直せと。具体的にいろんなものが交換されてないとか何か、細かい話を聞いていますけれども、それはきちんと言ひ渡します。

私が社長でなくなっても、それは草津町町長です。指定管理というのは恐ろしいんですよ。どういう意味かという、町長の一存で観光公社の任務を解くことは可能なんです。指定管理とはそういうものなんです。その任にあらずと思つた場合

には、首長は指定管理を解除することができると、法律の趣旨にあるんです。

それは法律論で、そんな乱暴なことはいけません。町側も言い、公社も経営を続けていかなきゃならない。その中で利用するお客様が、ちよつと変わったね、きれいになったねというものの、まず一番は、安全にきちんとお客様を入れる方法を考えろと。その次にやはりきれいに、気分よく入ってもらおうというものは大事なことだと言っていますので、それは再度強く指導します。直せと、不備のあるところはそのようにいたします。

私は一月で社長を退任しますが、町長の職権というものはすごいものがあります。その中で観光公社にほうにきちんとそれを指導はしております。そういうことをお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十五号から議案第十七号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よつて、議案第十五号から議案第十七号については、原案のとおり可決決定いたしました。  
ここで一時まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時四十九分

再 開 午後一時

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第十五号、議案第十七号の再議請求

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 先ほど午前中に議案第十五号から第十七号について、一括の採決をしたということでありまして、もと、当局として再議を申請いたします。

どういう意味かといいますと、この議案というのは観光公社の将来、草津町の将来、根幹をなす大問題であります。それを三本を十把一からげで採決するという事は、当局として責任持って議案を提案している以上、それを看過することは私にはできないと判断しました。ですからこの議案については、ただいま議決を議会がいたしましたけれども、これについて再議を申請するという事があります。

再議というのはどういうものかといいますと、町長が議会の議決に拒否権を發動できる。それが違法の議決の場合には、この前も言いましたように、三分の二の議決ですけれども、今回はそういうものではなく、分割してやるべき議案を十把一からげでということ、やはり何度も言います。その議案それぞれに議員の意思をちゃんと確認しておきたい。

私の任期もあと二年少しですけれども、それにも一定の影響を与えてくると思いますので、そういう意味で一本一本再議でもう一度やり直してほしいと思います。

ただ議会のほうで訂正をして、議決をやり直すと言っても、これは一事不再議の原則に抵触してきます。一度議決したものを二回議決をしてはならない地方自治法の大原則がありますから、やり直そうと言ってもできるはずではない。ですから、

私のほうから再議の申請をして、議長のほうで諮る。町長が申請すれば自動的に再議ですから、その中で一本一本議決をとってほしいと思います。

これ大きな議案ということで、そのまま放置することはできないと判断しましたので、まず結果としてこれは議決になりましたけれども、それぞれの議員が責任を持って意思判断をしてほしいと、それは歴史に残ることだと思っておりますので、そのようによろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長のほうから、先ほどの議案第十五号から議案第十七号についての採決につきまして、議会といたしましては一括で採決いたしましたが大変町にとっても、また営業に関わる公社の側としても大きな議案であるということなので、再議の要求がございました。

よりまして、議長としては議案第十五号から第十七号について、再議に付したいと思っておりますが、皆様のご意見、賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よりまして、議案第十五号から議案第十七号につきましては、再議といたします。

◎議案第十五号の再議、採決

○議長（宮崎謹一君） それでは、議案第十五号から審議をいたします。

議案第十五号について採決を行います。

議案第十五号について賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

挙手多数でありましたので、議案第十五号については、可決決定いたしました。

◎議案第十六号の再議、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十六号について採決を行います。

議案第十六号について賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 全員が挙手をいたしましたので、可決決定いたしました。

◎議案第十七号の再議、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十七号について採決を行います。

賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十七号につきましては可決決定いたしました。

それでは、議案第十五号、十六号、十七号については採決をし、可決決定をいたしました。

◎議案第十八号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十八号につきまして質疑を行います。

上坂議員。

○八番（上坂国由君） 八番、上坂国由でございます。

歳入のほうで一つご質問させていただきます。

事項別明細書、ページ数で五ページになります。十六款第二項県補助金でございます。土木費県補助金、地域振興調整費補助金につきまして五十万円ですが、最近、補助金をすぐ取っていたので、使い道、用途関係と、今後こういう新しいというか、珍しい補助金関係も随時チャレンジしていただけるのかどうかを含めてお話しいただければと思います。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、上坂議員の質問にお答えをいたします。

五ページにあります地域振興調整費補助金でございますが、これにつきましては地域の振興及び活性化に資する事業が対象となって充てられる県費の補助金でございます。事業者の対象としましては町村、それと補助額については上限が五十万円です。補助率二分の一となっております。

今回の地域振興調整費の補助金の充てられる事業としましては、十一ページになります。都市計画総務費の中の都市計画事務費、温泉門関係の竣工式の会場設営委託費二百三十六万円、ここに充てさせていただくものとなっております。

それと今後こういったものは、対象になるものがあれば随時研究をいたしまして、なるべく交付金のほうを充てて事業を執行していくように努力をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○八番（上坂国由君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

金丸議員。

○七番（金丸勝利君） 七番、金丸勝利です。

事項別明細書の九ページ、一番下の八款土木費の公有財産購入費、土地購入費二百三十一万二千元、これとあと、次の十ページ、道路橋梁維持費の説明欄の十六節公有財産購入費、土地購入費、百五十万円とあります。この内容と場所の説明と、こうなった経緯というのを、ご説明願えればというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長、答弁願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） それでは、ご説明いたします。

初めに、九ページ、八款土木費、一項土木管理費、一目土木総務費の十六節の公有財産購入費二百三十一万二千元についてなんですけれども、こちらは立体交差の建設に関連しまして、交通の安全上、必要な用地取得費の補正となります。場所につきましては、町道上新田泉水線、もくべえのところの通りと佐川急便の横からぶつかる丁字路のところの隅切りが〇・四六平方メートル。

二点目が同じく町道上新田泉水線、同じくもくべえの通りから昔のホリデーインのところにつつかる丁字路の同じく角地の隅切りについて一・九平方メートル。

もう一点なんですけれども、温泉門駐車場から温泉門の足湯までの動線上に人が滞留できる場所としまして、草津リゾートの一部の用地取得として計画しました。こちらが四十一平方メートルになります。

こちらを計画した経緯といたしましては、立体交差の関係で周辺の町道ですとか、人と車の流れが変わるものですから、そこら辺で丁字路の狭いところなどの角地の隅切りをしたりとか、あとは人が滞留する場所を置きたいという目途のためでございます。

続きまして、十ページでございます。二項道路橋梁費、一目道路橋梁維持費の中の十六節、こちらにも公有財産購入費として百五十万円ということですが、こちらがいで湯荘からグリーンハイツへ抜けるサラの美容室のところを通過してグリー

ーンハイツへ抜ける野口荘の前の辺の、こちらの町道立町四号線になるんですけれども、こちらが今二・七メートルほどの幅が狭くてポトルネックになっておりまして、あそここの場所を見てみますと、結構県外ナンバーの車が通りまして、恐らくカーナビがそこを案内するのかなと思っております。そういったこともありまして、その道路を拡幅する工事を計画いたしました。百五十万円につきましては、野口荘の狭いところの道路を拡幅するための用地購入費として計算しております。用地が約八十七平方メートルになります。

関連しまして、その下の二十一節補償費の五百万円につきましても、同じく野口荘の建物の一部を解体するための費用になります。三十七・〇六平米の解体を計画しております、こちらの費用につきましては国交省や県のほうが発行している用地取得及び補償に関する書籍を参考に算出しまして、コンサル担当業者に確認をしましたところ、金額は妥当だということ、こちらの五百万円の補正を計上させていただいております。

こちらの経緯につきましても、あそこで結構車がこすった後ですとか、全国から車が来た場合に譲り合いをしなければ通れないといったところから、それを解消するための工事となります。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○七番（金丸勝利君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

安齋議員。

○二番（安齋 努君） 二番、安齋です。事項別明細書の二件、質問させていただきます。

一件目が十一ページの五項住宅費のところでございます、中島住宅管理事業で修繕料とあります。この内容についてお尋ねしたいのと、それからもう一つが、十三ページの小学校費の一番最初のところ、小学校安全管理対策事業とありますが、この対策事業はどのようなものなのか。二件お伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長、答弁願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） それでは、ご説明いたします。

十一ページ、五項住宅費、一目住宅管理費の中島住宅の修繕料四百五十六万円についてでございますが、こちらは入居の見込みが確定した三名分、計三件の空き家修繕工事を実施するための補正をお願いするものであります。内容につきまして、各戸の和室、ダイニングキッチン、洗面所、トイレ、玄関、建具などの補修を行うものです。傷み具合で補修の金額が変わってまいりますので、一律幾らということではなくて、安く済むところもあれば、高くなるところもあるんですけれども、それらを三件合計した金額が四百五十六万円になります。

ちなみに今、中島住宅は全軒で九十六戸入っております。現在八十九戸入居しております。入居率は九二・七一％。七件空き家がございます。今回はそのうちの三件の修繕を予定しております。

入居待ちは、現在五名の方がいらっしゃって、うち三名が入居確定となったため三件分の修繕を行うものであります。残りの二名の方はキャンセルを含み流動的でありますので、確定した三件の修繕となります。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○二番（安齋 努君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、安齋議員のご質問にお答えいたします。

十三ページ、説明欄上段にあります小学校安全管理対策事業の施設管理委託ですが、これは小学校の野外に設置しております滑り台、ジャングルジムなどの遊具の点検費用となっております。以上でよろしいでしょうか。

○二番（安齋 努君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

湯本議員。

○九番（湯本晃久君） 九番、湯本でございます。

九ページ、商工費、観光費の中の観光総務費、高速バス等のラッピング剥離業務委託という件です。現在ある七台が老朽化ということで、全て剥離というお話を委員会でも伺っているんですけども、非常に見た目がいいといいますが、インパクトが大きくて、特に高速の休憩所などで止まっているときなど、非常に目立つ良い広告媒体であったというふうに考えるんですけども、今回は古くなったということで剥離ということなんですが、今後台数を少なくしてでも、またやっていたくというようなことはお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長、答弁願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、湯本議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

事項別明細書九ページの高速バスラッピング業務につきましては、議員がおっしゃるとおり七台が残っております。JRバス関東、上田バス、草軽交通と七台ございまして、今年度、剥離をする予定なんです、それについてはやはり老朽化も含めて、相手バス業者のほうから申し出がございまして、今年度に剥離をすることになります。

次年度以降どうするかというところについては、私の権限ではございませんので、今後、令和六年度以降の予算で町長にお諮りをして検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） このラッピング事業というのは、そもそも論で言いますとコロナ対策だったんです。バス会社がもう

乗客が全然いなくて、経営が非常に厳しいんだと。そういう中で何とか応援してくれないかという中、いろんな国の制度もありまして、そういうものを使った中で、結果的にあのラッピング事業がお互いにメリットがあるだろうという中で進めたものであります。

それですと続いてきたんですけども、もう契約期間というか、普通コマシヤルを打てば当然コマシヤル代を取られるのは町は当たり前なんです、善意でそのままでもいいでしょうと来たのですが、いよいよ剥離も出てきたり、会社としてやはりずっと無料というのはいかなものかという、会社のコンプライアンスもあるんでしょね、分かりませんけれども、その中で剥離をしたいということが出てきましたものから、予算を提案したものであります。

今後どうするのかということは、今私の頭の中で明確にこうするという気持ちはないのですけれども、それが有効性の高いもの、またコスト的に安いかどうか、それと何らかの、先ほど上坂議員が質問しましたように、ただ単独で町がお金かけてというより、何らかの補助金とかそういうものを絡めた中で、可能であるならばやってみたいとは思っております。

私になってから、皆さんお気づきだと思んですが、今まで町単事業は物すごく多かったです。それは思いつけばすぐできた。だからやってきたのですけれども、やはり知恵を使って、そして補助金や交付税算入というものをいかにうまく取り入れるか、これに集中してきました。結果論として、非常に財政が仕事をしながら豊かにしたというのは、そういう効果の表れだと思えます。そういうスタンスの中で、このラッピング事業も状況を判断しながら、また、しないという意味ではないです、検討をしてみたいと思っております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○九番（湯本晃久君） はい、結構です。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂です。

事項別明細書六ページの四目財政管理費で、説明欄には集中管理車整備事業六百万円の計上があるんですけども、これ

は委員会を傍聴していたら公用車の購入ということなんですが、ご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） そうすれば、有坂議員のご質問にお答えいたします。

事項別明細書六ページのご質問、機械器具六百万円の内容になってございます。この詳細につきましては、集中管理車の管理につきましては、我々総務課が行っておりますけれども、今回要求させていただいている公用車の中で、主に首長、町長が乗車することが多い公用車の購入一台となっております。

更新の理由といたしましては、平成二十七年に購入したものが、これが八年経過しておりますので、走行距離としては今現在、約六万二千キロという中で機器の故障等、不具合が発生し始めたので、これを更新したいとする内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 俗に言う町長車です。隠し事を一切しないです。まあ、使おうと思えば使えるんですけども、事務方のほうも配慮してくれたのはあると思うんですが、やはり町長職というのは、結構あれで遠出もします。来週は横浜に町長車で関東運輸局長が会っていただけということで、リフトとかを担当するところ。やはりそういう場面がたくさんあるわけですね。そういう中で、前の公用車もそうだったんですが、前に乗っていた町長車もそうだったんですけども、発電機が壊れて、エンジンが切れないままずっと行って帰ってきたとか、そういうこともあったものですから。

町長が偉いか偉くないかというのは別にしといて、やはり公務に差し障りが出ると困るという思いもあって。遠出します。正直言って。来週の月曜日には横浜へ行ってきますから。そういう中で八年たつ。今注文しても簡単に納入にならないんです。今、すごく人気がある車で、全然もう間に合わないということなので、それを先を見越した中で、それを購入していく

ということでありまして、私の満足のために買うんじゃないですし、あくまでも公用車ですから、車の中に私物一つも置かないですし、例えばいろんな人が来たときには、それが公用車として利用する場面もたくさんあります。そういう使い方でおりますので、草津には気遣いの人がいっぱい来ますよね。そういう人たちも乗る車ですから、あまりみすばらしいのもいかなものかなという思いがあつて、八年が経過して、そろそろ故障が開始めるといふことなものですから、それで買い換えるという判断です。ただ、納車はいつになるか全然分らないです。そのようにご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十八号については原案のとおり賛成の方は挙手を願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第十八号については、原案のとおり可決決定いたしました。

#### ◎議案第十九号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十九号につきまして質疑を行います。

有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 事項別明細書で四ページの資本的収入及び支出のところから、設計委託料で一千七百三十三万円の計

上があつて、委員会を傍聴したときにはエレベーターと万代鉦のお話があつたんですけれども、エレベーターの委託料

の詳細をもう一度ご説明いただけますか。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、有坂議員のご質問にお答えします。

このエレベーターの委託なんですけれども、バスターミナルの一階から三階までの間に、今、登り専門のエスカレーターと階段しかございません。それを解消するために、エレベーターを一階の観光協会があるほうの玄関付近から、二階のバーンホーフという、今、公社に指定管理を出している喫茶店を抜けて三階の図書館まで、十三人乗りのエレベーターを造る計画の基本設計と実施設計の委託料になっております。よろしいですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この事業は、町長として政策判断をいたしました。その理由というのは、公社のほうから突然、町長エレベーターを造ってくださいと。簡単に物事を言ってくるんじゃないよと冗談で言ったんですけれども、現場へ行ってみました。そうしたら観光協会の事務局長が出てきまして、一年に七、八人、キャリーバッグと一緒に階段から落ちてくるんだそうです。けが人が出ているんだそうです。つまり、バスが到着したロビーから下がるわけです。そこにはエスカレーターもないし、単なる階段なんです。そうすると、そこでいろいろトラブルを起こして、けが人が出るということを聞きました。

それなものですから、私は今、四百万人の入込みを到達させたいという思いで、私の在任期間中は不可能だと思っておりますが、それを何とか実現するためには、やはり草津町の玄関口であるターミナルを安全でお客様に快適に利用してもらおうということは大前提だという判断で、恐らくまだ設計ですから、幾らかかるか分からないです。結構かかると思いますけれども、お客様の利便性と安全性を守るという意味でつける計画であります。

そして、今、三階の温泉図書館についてはリフトがついていて、身体障害者の方にはそれに乗ってもらおうということなんですけれども、ほとんど動かしたことがないと思うんですが、今度はエレベーターですから、一階のところから三階までエレベーターに乗っていただけますので、リフトは撤去することも可能になってくると。使わないんですけれども、保守料を結構取られるんです。そういう意味で。

そうすると温泉図書館、到着ロビー、そして一階の入り口という形で、お客様が自由に行き来できるということになりますので、政策上、判断をさせていただきました。とりあえず設計料ですけれども、今後、その工事のほうがいつになるかわからないんですけれども、来年度になりますかね、そのような感じで物事を進めていきたいと思っています。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員。

○三番（有坂太宏君） ご説明ありがとうございます。

今のお話を聞くと、一階の出入り口、要は観光公社だということは、あそこに喫煙所、まだ設計段階だからどうなるかわかりませんが、喫煙所がありますよね。先ほどの決算のときでも見たんですけれども、草津はたばこ税が結構七百万円近く入ってきます。私とか議員は今半数ぐらいの喫煙者もいるんですけれども、心配することじゃないと言われたらそれまでなんですけれども、喫煙所の場所の移転とかはどのように。まだ設計段階ではつきり答えられないなら、それでも構わないんですけれども、お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私は自分のことを言いますと、たばこの味は知らないです。いたずらでも吸ったことがない。けれども、たばこを吸う人の気持ちも十分分かります。ですから、それを廃止にして、させないという考えはありません。

入り口の横に喫煙所があります。入り口側のところに外付けみたいな形になりますけれども、エレベーターが入ってきました。もうそこしかないんですね。後からつけるというのも、そこしか入らない。二階はバーンホーフという喫茶店がありま

すけど、そのデッドスペースみたいなのがあって、ちょうどそこにエレベーターホールができるから、それはいいんですけど、三階も大丈夫なんですが、一階は構造上、外みたいになっちゃうのですけれども、お客さんが来て、エレベーターがすぐ見えるから、エレベーターに乗りたい人は上へ上げればいいので。そうすると喫煙所の近辺なんです。

ただ、この間、現場を見てきたわけですけども、エレベーターを入れても、ちよつとずらせば造れるのかなど。それにあれはJTが造ったので、造り直せと言えはやってくれると思うんです。

だから、私はたばこを吸わないですけども、なくす意思はありません。やはりそれもサービスの一つだと考えていますので、何とかそこに、少しずれるかもしれないけれども、設置できればいいと思っています。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十九号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十九号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十号につきまして質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十号について原案のとおり可決決定いたしました。

---

◎議案第二十一号、議案第二十四号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十一号から議案第二十四号までについて質疑を行います。先ほどの例もござい  
ますので、一号ずつ賛否をとってまいります。

質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ありませんね。

それでは、採決いたします。

議案第二十一号について賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十一号については可決決定いたしました。  
続いて、議案第二十二号について、質疑をお願いします。  
ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ採決を行います。

賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十二号については可決決定いたしました。  
続いて、議案第二十三号について、質疑を行います。  
ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ採決を行います。

賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

議案第二十三号については可決決定いたしました。  
続いて、議案第二十四号について、採決を行います。  
賛成の方はありますか。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十四号については可決決定いたしました。

◎議案第二十五号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十五号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十五号について原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十五号について原案のとおり可決決定いたしました。

◎陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書にかかる委員長報告を願います。

初めに、陳情五 固定資産税の減額の見直しを求める陳情について。

担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情にかかる委員長報告をいたします。

陳情五 固定資産税の減額の見直しを求める陳情について。

本陳情書は、草津リゾートマンション管理組合連合会として固定資産税の減額の見直しの検討、実施をお願いする旨の陳情であります。

当局からは、町内の家屋については法令等に基づく温泉酸害による損耗度を反映した固定資産税の減額を草津町独自で実施していること、また、これを適用するに至った経緯など、リゾートマンションに限らず、草津町全体で建物にかかる固定資産税の減額が図られている旨の説明がありました。

委員からは、既に町が減額措置を行っているが、陳情者はこの事情を知らないのではないかなどの意見があり、慎重審議の結果、当委員会としては、委員五名全員の意見により、不採択と決定いたしました。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

続いて、陳情六 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書について、担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情六について報告をいたします。

陳情六 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書について。

本陳情は、最低賃金法を全国一律に改正すること、労働者の生活を支えるため、最低賃金一千五百円以上を目指すこと、最低賃金の引上げによって経営が継続できるように中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の命と暮らしを守ることについて、国に対する意見書を決議していただきたい旨の陳情であります。

委員からは、最低賃金の決定については国が考えるべき問題なのではないかななどの意見が出され、慎重審議の結果、当委員会としては、委員五名全員の意見により、不採択とし、意見書の提出は行わないことにいたしました。  
以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

#### ◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動です。各自確認をいただき、出席方についてよろしく願います。

お諮りします。議会議事規則第二百二十六条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することと決定いたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外に係る委員長報告を願います。

ない場合は「なし」と答えてその席で願います。

初めに、議会運営委員長、報告願います。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務観光常任委員長、報告願います。

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） 報告はございません。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 民教土木常任委員会委員長報告、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

その他の事項につきましてでございます。

「くさつ五つのゼロ宣言」の表明についてでございます。

役場当局より、群馬県より未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐため、「ぐんま五つのゼロ宣言」が全国で初めて宣言され、草津町も群馬県と行動を共にする「くさつ五つのゼロ宣言」を表明したとの説明がありました。

続きまして、恒例の秋の道路愛護デーについてでございます。

例年の秋の道路愛護デーにつきましては、十一月十六日木曜日に実施の予定で、翌十七日金曜日を予備日としたいという旨の報告がございました。議員並びに町民の皆様のご協力をお願いいたします。

以上、付託議案外にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） 温泉温水対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。付託議案外にかかる委員長報告でございます。

まず、万代鉱源泉復旧工事についてでございます。

当局より、万代鉱源泉復旧工事についての進捗状況について詳しく説明を受けました。委員からも、町民も万代鉱源泉について心配をしていることから、町民への広報を考えてもらいたい旨、お願いをいたしました。

続いて、令和五年度草津町・草津町議会視察研修について。

委員より、令和五年九月二十五日から九月二十七日に予定している東北地方への視察研修について説明がありました。秋田県の上野原地熱発電所、山形県の湯野浜温泉の視察を中心に予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続いて、一般質問を行います。

◇ 黒岩 卓君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、十番、黒岩卓議員、一般質問をお願いします。

〔十番 黒岩 卓君 登壇〕

○十番（黒岩 卓君） 十番、黒岩卓です。一般質問をさせていただきます。

一般質問。草津町ビーティヒハイム・ビッシンゲン市ホームステイプログラム事業の拡充について。

ドイツ、ビーティヒハイム・ビッシンゲン市とのホームステイプログラム事業については、町当局のご尽力により、中学生同士の学校交流のホームステイとして長年にわたり多くの中学生が参加し、多大な成果を上げてまいりました。参加者は文化交流と国際相互理解という点でたくさんの方々の貴重な体験をすることができ、国際感覚を持った人間形成に大いに役立ったことと思います。

しかしながらこのプログラムは、「参加者については、九月中旬頃、十日間のホストファミリーとしてドイツの子供の受け入れが可能な方に限ります。」という条件がついております。このため、両親が共働きで家族が多く、アパートや社宅、町営住宅で暮らしている等の理由から、親と相談する前に自ら諦めてしまう生徒もいるということです。

家庭環境、経済状況は千差万別でしょう。しかし、等しく教育を受ける権利、機会均等という観点から、教育の格差をなくす方向で、このホームステイプログラム事業を拡充していかなければならないと考えます。教育長としてどう考えるかお答えください。また町長としてどう考えるかお答えください。

「ホストファミリーとしてドイツの子供の受け入れが可能な方に限ります。」という条件を緩和する方法を考え、参加を希望する子供たちが自分の意思に従って手を挙げられるようにご配慮いただきたいと思っております。参加を希望する生徒が増えた場合、ドイツ側の事情もあるでしょうが、希望する人にでき得る限り多くその機会を与えてほしいと思っております。教育長、町長のお考えをお聞かせください。

来年度事業に向かって精力的に検討していただきたいと思いますのですが、その点についてもお答えください。

最後に、教育長にお願いなのですが、他町村の派遣事業についても、可能であればご調査いただきたいと思います。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、黒岩議員の一般質問にお答えいたします。

草津中学校におけるホームステイ事業の拡充についての質問であります。本事業は平成六年より実施され、これまで百六十八人の生徒が姉妹都市であるビーティヒハイム・ビツシンゲン市を訪れております。

この事業は、言葉の隔たりを越え互いの家庭を訪れ、異文化を見聞、体感することで、相互に理解を深め、姉妹都市としての絆を固くし、交流を深めるために絶大な効果を生んでいるものと、このように思います。その要は、家庭同士の交流であると、このようにも考えている次第でございます。

他町村でもホームステイという事業を行っていますけれども、姉妹都市を結んだ中でやっているというより、ホームステイ事業というのが独立してやっている部分が多いような気がいたしますけれども、草津町のようにビーティヒハイム・ビツシンゲン市とは六十年という長きにわたり姉妹都市を結んでいる中のホームステイ事業で、今年も十二名の草津のお子様方がドイツのほうに行かれ、また向こうからお出でになるということでございます。

大前提はホームステイというのは、もう名のとおり、お互いに各家庭に入って物事をするというのが大前提になっているものと私は理解をしております。そういう中で、自分の家庭事情等々、居住実態等々で、行きたいんだけど、相手を受け入れなければならぬということもあるのは事実だということふうに認識を持っております。

そういう中で、どうしたらいいのかという話でございますが、一度は、こちらから何名送ったらその二倍以上が向こうから来てしまったというケースもありますし、何となくうまく収まってきたというのが今までだと思っております。ただ、困っている人は全部町が受けて場所を提供するというのも、ちよつとホームステイと違うのではないかなという気持ちは持っております。

ですから、ケース・バイ・ケースで、今年度も教育委員会のほうから、十二名という予定よりはるかに多い人数なんですけれども、どうしますかと言うから、行きたい人がいたら全員行つていいと。向こうから来る方々も全員受け入れると。そ

れで各家庭が受け入れてくれるというふうに思っておりますので、何とも歯切れの悪い答弁なんですけれども、基本はホームステイというのは、お互いの家庭で交流事業を図るということが大前提でありますので、そういうものを前提にしなから、それができない特殊な事情がある場合には、それは町として考慮、考えてみたいと思っております。

そのような形の中で、六十年の姉妹都市の中でこの事業が平成六年より実施されているということで、歴史のあるホームステイ事業でありますので、年を重ねるごとに盛んになることを町長としては期待をしております。

細かいことについては、教育長の方から答弁をさせますので、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、黒岩卓議員の質問に答弁をさせていただきますと思います。

ホームステイ事業につきましては、本年度から教育委員会で担当をさせていただくことになりました。また、新型コロナウイルス感染症によりまして、過去三年間実施されていなかったことから、それ以前、観光課で実施をし、行っていたときの状況を説明させていただきます。

本事業は、基本的に中学二年生を対象といたしまして、定員を五名とした上で募集を実施し、選考結果により派遣をするものであります。本年につきましては、直近三年が未実施であったため、機会のなかった三年生を含めて募集を実施し、補正予算を経て十二名を派遣することができたという状況であります。

近年では、ビ市側の生徒は大変希望者が多く、コロナ前の平成二十九年にあつては、草津町から派遣の人数が六人であるのに対しまして、ビ市からは十一名を受け入れている事実がございます。その差し引き分の受入れ先確保、これに一番苦労したというのが実感でございます。人口四万人を超えるビ市と草津町との生徒数のバランス、そして日本が人気であることから、ビ市側も大変厳しい選考を行っていただいているというのが実情でもございます。

正直なところ、本年は全学年を対象にすることによって、十二名を派遣できたことが非常に幸いをいたしました。ビ市生

徒の受入れにとつても大変非常に効果が高かったと考えております。

以上の事情を踏まえまして、当面は応募人数に限度を設けざるを得ない状況ではございますが、事業の拡充につきましては、来年以降も引き続き全ての学年を対象として募集を図るなど、他町村の状況も調査しつつ参加する機会を増やす方向で検討させていただきたいと考えております。ご理解をいただきますよう、ぜひお願いを申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員、よろしいですか。

○十番（黒岩 卓君） この場で再質問をさせていただきます。

というのは、私が質問している本当の趣旨は、子供たちが等しく教育を受ける権利を有するということと、それから教育の機会均等ということを考えてとき、子供たちが自ら参加を断念するような、そんな教育でいいのかということなんです。だから、その点について明快な答えがないというのは非常に残念です。質問している以上、ぜひともその辺については、明快な答えをいただきたいというふうに思います。

それから、質問の中でお願いした他町村の派遣事業についてのことについてお答えがなかったんですけれども、私なりに他町村の状況も調べてきましたけれども、教育長は調べてくれなかったんですか。調べたのですね。では、教育長の説明を聞いてからにします。

先ほどの教育の機会均等、それから公平の観点から、確かに町長がおっしゃるように、ホームステイが原則だということかもしれません。しかしそのホームステイの前に、大きな目標として、国際感覚を持った子供たちを育てるんだという大前提があると私は思うんです。そういう点についてどう考えるかお答えをいただきたいと思えます。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 教育を受ける権利というのは憲法上の保障があります。もちろん認められて、一番大きなもので、そ

の点については、黒岩議員との差は全くないというふうに判断しています。そういう中で、等しく教育を受ける権利という中で、ホームステイがそれに全て包括されるかということも考えていかなきゃならない。つまりそれが教育の大原則として、ホームステイ事業があるか否かも考えなきゃならない。

考え方として分かるんです。なかなか自分の家庭状況が悪くて、本当はドイツのほうに行きたいのだけれども行けない気持ちも私も理解をしています。さりとて、そういう人たちが行けないから、その部分は草津町がどこか宿を取って、そこで何ていうんですかね、期間中滞在させるといふものが大前提いいのかどうか。これはもう見解が分かるところだと思いません。

ですから私の答弁は、毎年やった中で、そういう人たちがどんな状況であるか教育委員会から報告を受けますけれども、そういう中で行けない人が、気持ち的には行きたいのだけれども、自分の家庭事情で行けない、また受け入れられないということがあるならば、そのときに判断したい。だから自動的に、どこか草津町が宿を提供してそこに置くというのは、私の考えていきますと、ホームステイ事業はちょっと違うんじゃないかというふうに思っております。

等しく教育を受ける権利を阻害するものではないという認識を私は持っております。当然、日本国で受ける教育、いろんなところで受ける教育にその差があつてならないということは大前提ですけれども、それが完全に連動して、ホームステイ事業がそれに引つかかるか否かということも慎重に考えなければいけないというふうに思っております。

後は教育長に答弁させます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて教育長、答弁願います。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） 再質問に対しまして答弁をさせていただきます。

まずは、他町村の派遣事業等につきましての調査ということでございますけれども、広範囲に及びます調査というのは未実施ではございますけれども、吾妻郡内の状況につきましてはおおよそ把握をしておりますので、こちらのご報告をさせて

いただきたいと思います。

まず、お隣の長野原町でございますけれども、当町と同様に姉妹都市、これはアメリカのリビングストーンに中学一、二年生を対象として十名程度、二週間程度のホームステイ派遣をしております。相手方の受入れ先につきましては、派遣された人の家庭で受け入れているという、当町と同様の形をとっております。費用につきましては、コロナ以前は例年一人二十万円程度ということでございますけれども、コロナ以降は本年も含めて実施をいたしませんので、近年の高騰分というのは加味をされております。各家庭の負担金につきましては、見積もりを募った時点での費用の半額をご負担いただいておりますということでございます。

次に、孺恋村でございますが、短期留学型のホームステイ派遣を実施しております。派遣先は、アメリカ合衆国ということでございますが、その理由は特にございません。したがって、受入れもありません。中学三年生を対象に、十二名を定員として募集をしております、超過をした場合は抽選を行うということで、派遣期間は毎年八月二日から十一日と規定をされております。費用につきましては、コロナ以前は例年一人二十万円程度ということでありましたが、これも先ほどの長野原町と同様、コロナ以降は実施していないということでございまして、近年の高騰分は加味をしております。各家庭の負担金は半額負担ということで、十万円が見込まれております。

次に、高山村でございますが、村の過疎対策事業という位置づけで、交流型ホームステイ実施をしております。基本は中学二年生を対象にしております、本年度に限っては三年生も対象としてオーストラリアのシドニー、これも行き先の選定というのは特にルールはなさそうなんですけれども、四十名を一週間程度派遣をしております。相手方からは同じく四十名程度で二泊三日で受け入れるそうです。受入れ先につきましては、村内から公募で募っているということでございます。派遣費用につきましては、本年度についてなんですが一人四十六万八千円、四十名程度ということで総額費用が一千九百六十五万六千円ということございました。各家庭からの負担金は徴しておりません。このあたりは、過疎対策事業債を活用したソフト事業ということで、村ぐるみの仕掛けがあるかというふうに推察をしております。

中之条町と東吾妻町については、ホームステイ、海外派遣の事業を実施しておりません。

近隣の町村につきましては、以上のような結果でございました。

再質問の中で議員のほうから、等しく教育を受ける権利、機会均等という観点から、教育の格差をなくす方向でというところで、これは私も子供がおりまして、子供が自ら断念したんではないかなという、悲しい思いをさせてしまったのかという体験がございます。

そういったものを踏まえまして、本当に気持ちは重々分かるのでございますけれども、これはホームステイ事業ではなく、先ほどの海外派遣事業、別の形で実現する方向もあるのかなというふうに考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○十番（黒岩 卓君） 大変ご丁寧な調査をありがとうございます。私も同じような調査をして、同じような結果になっています。

そこで、先ほど来、申し上げているとおり、ぜひともホームステイ事業を拡充する。そして見直すという意味から、やはり派遣型もあるわけです。留学型もあるわけです。いろんな角度から、子供たちの教育という広い観点に立って物を考えて、でき得れば全員参加させてあげるぐらいの町であつてほしいと私は思います。

そういう意味で、これからいろんな意味で検討していただけて拡充していただけるように、ぜひともお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 繰り返し答弁をいたしますけれども、今現在ホームステイ事業ということで、姉妹都市が大前提の中で行ってまいりますので、行ったり来たり、それぞれの家庭へ行くのが私は基本ベースだと思っております。

そして具体的に言いますと、Aという家が実際は行ったと。しかし、そのAという家に来たら受け入れられないので、AさんがBさんに頼んで受け入れてもらったというやりくりをしているのが事実なんです。

うちの職員、名前は言いませんけれども、職員の人が、もう全部卒業していないんだけど、いなければ家で受けるという、そういうこともしてくれているみたいなので、そういうものも大切にしていきたい。私はお金をケチっているんじゃないんです。制度として、考え方として、やはりホームステイというのは行ったり来たり、それぞれの家庭でその家庭の雰囲気味わうというものが一番の趣旨なのかなと思うので、予算について私は削るつもりはありません。

だから、海外派遣がいいと言うのなら、それはまたそれで事業として考えてみますけれども、何しろ何て言ったらいいかな、私の判断はホームステイ事業というのは、姉妹都市が大前提にあった中でお互いに行き来しているわけですから、うちは来ても一切受けなくて、その人たちは、町が宿を用意して、そこで何とかしてやれよというのはちよつと違うような気がしてならないと私は感じているものであります。

何度も繰り返し返しますけれども、決して予算的にケチるつもりはありません。可能な限り子供たちに教育を受けさせたい、いろんな意味で。だから、どこよりも私は思いを込めて子供たちの将来のことは考えているつもりでありますので、ぜひとも悪いほうに取らないで、いい形の中でビッシング市との姉妹都市交流とホームステイ事業が続いていくことを願っています。

さらに、今言いましたように、アメリカ留学とか、そういう派遣事業があるならば、やれと言うのなら、それはまた考えてみたいとは思いますが、今まで何となくやりくりしているんです。今回一番問題になったのは、聞いているところによりますと、子供たちは受け入れる。先生を受け入れるのは嫌だと言って、先生の受入れ場所がないと、その後どうしたか分からないのですけれども、まあ、そんなようなものがあります。

私も実態はある程度聞いておりますので、やはりそれぞれの家庭で何て言うんですかね、その事業をやるのが一番前提で、さよならパーティーのときには、日本へ泊めて受け入れた家族と旅立つ子供と抱き合って泣いています。そういうふう

に、いい光景だなと思いますので、それはそれで私は大切にしていきたいというのが私の思いです。よろしくどうぞ。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○十番（黒岩 卓君） 通常、三分なんですけれども、もう一度やらせてください。

今、くしくも町長がおっしゃっていただいたんですけれども、こういうことが事例としてあったということで、過去に受け入れた人がもう一度受け入れてくれたとか、そういうこともあると思うんですよ。だから協力を求めれば、そういうことでおれんち行っていないけれども、昔はおじいさん、おばあさんがいて受け入れられなかったけれども、今は受け入れられるから、うちで受け入れてもいいよという家だって町の中にはいると思うんです。

だから、いろんな意味で受け入れる層を拡大すればいいし、一回受け入れたからもう一回いいよ、おれんちにお越しくださいという人だっていると思うんですよ。だから、そういうことも考慮しながら、できれば、子供が自ら、自分の意思で行けないという判断をして、手を挙げられないというのはとってもかわいそうだと思うんです。だから、子供が行きたいと思ったら行けるような町であってほしいと思います。

そういう意味で、いろんな方策を考えて、努力して何か見つければあると思うんですよ。受入れ先とか、受け入れられないけれども来たときにお手伝いに出ますよとか、どこかへ行くときには一緒に行きますよとか、そういう父兄もいると思うんです。だから、そういういろんな方法を考えながら交流を深めていきたいと、私はそういうふうに思っているのです、ぜひともその辺のところ、拡充という意味で、すぐやれと言っているんじゃないんですよ。拡充という意味で、これからいろいろ考えていただきたいと、こういうふうに申し上げています。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 要望でよろしいですね。

○十番（黒岩 卓君） はい。

◇ 有坂太宏君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、一般質問を続けます。

三番、有坂太宏議員。

〔三番 有坂太宏君 登壇〕

○三番（有坂太宏君） 一般質問をさせていただきます。三番、有坂太宏です。

今回二つの点について質問させていただきます。

まず一つ目、核兵器廃絶平和町宣言の活用についてということです。

世界は今、ウクライナでの戦争と核脅威など核兵器使用の現実が高まる重大な情勢に直面しています。

七十八年前の八月六日と九日にアメリカ軍が広島と長崎に投下した原子爆弾は、瞬時にして両都市を破壊し、人類が体験したことのないこの世の地獄と言われる惨状をもたらしました。一九四五年末までに二十一人の命が奪われ、生き延びた被爆者たちも、放射線による疾病をはじめ後遺症に苦しみ、社会的、経済的差別を受けました。この悲劇は繰り返させてはならないと考えています。

世界には、今なお約一万二千発の核兵器が存在します。核兵器の廃絶は、人類の死活に関わる緊急の課題となっています。今年行われた原水爆禁止世界大会・国際会議は広島市で行われ、広島・長崎、韓国の被爆者、マーシャル諸島の核実験被害者らの壮絶な体験を踏まえた発言により、核兵器の非人道性が浮き彫りとなり、核兵器を絶対に使わせない思いから、国際会議宣言を採択し、核兵器廃絶の力強いメッセージを世界に向け発信しました。

アメリカをはじめ、北大西洋条約機構（NATO）はロシアに対し、核抑止力の維持・強化を図りつつありますが、核抑止力論はいかなる理由によっても決して正当化し得ず、断固として避けなければならないと考えています。

核大国が軍縮交渉に背を向ける一方で、二〇一七年七月七日には、国連の総会において核兵器禁止条約が採択され、六十カ国が批准をし、署名は国連加盟の半数に迫る九十二カ国に達しています。残念ながら日本はこの条約にいまだに批准も

署名もしていません。今年の広島・長崎で行われた平和祈念式典では、それぞれの市長が政府に対し、一刻も早く核兵器禁止条約の締結国になるよう求めました。

我が草津町は平成二年十二月二十一日に「核兵器廃絶平和町宣言」を行っています。町長にはぜひともこの立派な宣言を制定したのですから、政府に対し核兵器禁止条約の締結国になるように求めていきたいと考えています。お考えをお聞かせください。

また、せっかくこのような宣言をしているのに、観光に來られている方々へのアピール不足の意味でも、庁舎に垂れ幕を掲げるなどのお考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

次に、二点目、草津なでしこサポート事業についてお聞きます。

二〇二一年度（令和三年度）に行われていた草津なでしこサポート事業は、たしか生理用品の配布事業と記憶しております。二〇二二年度の決算を見て気づいたのですが、決算計上がされておりません。二〇二一年度の単年度事業だったのでしょうか。この事業に、なぜ男性である私が気づいたかと思われるでしょうが、私は今年七月に岡山県議会でのある一件の陳情記事を目にしたからであります。

この記事では、岡山県の女子高生三人が、県内の公立高校六十三校のトイレに生理用品の設置を求めた陳情が、全会一致で採択したというものです。今世間では、生理の貧困が問題視されています。草津町ではいち早く対応してくださいましたものと捉えていましたが、決算書を見ると、計上がされてなかったことに残念な気持ちを受けました。

そこで町長にお伺いしたいと思います。

岡山県では公立の高校のトイレ個室に無料の生理用品の設置を決めました。記事の中には、生理用品を持って来なくて困ったことがある。多くの場合、生理が始まったことに気づくのはトイレの個室内という文章もあります。我々男性陣はこういった記事を読まないという理解ができないことに気づかされます。

このようなことから、草津町役場や公共施設、中学校のトイレなどに生理用品を設置してほしいという思いがあります。

いきなりは無理でしょうが、せめて前回行った草津なでしこサポート事業を再開していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

以上二点、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員からの一般質問にお答えをいたします。

一点目は、核兵器廃絶平和町宣言の活用に関する内容であります。

ご質問のとおり、草津町では今から三十三年前となる平成二年十二月二十一日に、草津町核兵器平和町宣言を行っております。同日に行われた当時の草津町議会の書類を確認しますと、議員提案による議案として上程され、全会一致で議決となった宣言であり、国内においても昭和五十年代から平成初期にかけて、多くの自治体が平和都市宣言をなされたものと承知をしております。

この宣言書にあるとおり、「戦争のない平和な社会の恒久的持続は町民の切なる願いであり、人類共通の悲願である。」という前提の趣旨については継続的に引き継がれるものであり、当然のことながら、今現在もこれからも継承していくものと思っております。

その行動の証の一つとして掲げられるのが、昨年度草津町が行ったウクライナへの人道支援と復興支援にかかる寄附でございます。これまでに説明したように、観光は平和があつてこそ成り立つ産業であり、草津町は世界平和とウクライナの復興を願っていますという考え方のもと、草津町を応援してくださるふるさと納税として、その寄附の五％を日本赤十字社を通じて寄附をいたしました。寄附額については、令和四年度におけるふるさと納税額の総額七億六千万円だったことから、一年間の実績として三千八百十一万一千二百六十三円という大変大きな金額をウクライナに寄附をいたしました。

戦争に加担する寄附ではございません。あくまでも人道支援、復興支援という、そういう意味で日赤を通じて送ったもの

で、全国の自治体で恐らく草津町だけだと思えます。こういうことも平和のためにということやっております。

日本赤十字社のデータを見ますと、避難地域での救助活動と、電力やインフラ等への支援、また紛争地域での支援活動として水や食料、医療等の支援がなされているとのことであり、人道的かつ復興支援に私は寄与できたものと考えております。また、核兵器禁止条約の締結国になるように政府に求めてほしいという点に関しましては、防衛、外交分野に及ぶ内容であると認識されますので、自治体としての答弁は控えさせていただきますと思います。

もう一つの質問として、役場庁舎に垂れ幕を設置する意向があるかとの点につきましては、質問の趣旨が平和行動に対する普及啓発に関する内容というように理解されることから、当町としては、平和教育の推進として管内中学校の社会科における歴史や公民の授業などにおいて、核廃絶に関する学習を推進し、普及啓発や平和教育を展開していますが、公式ホームページ等の掲載がされておられませんので、これを基に啓発活動に適宜進めてまいりたいと考えております。

続いて、二点目の草津なでしこサポート事業についてであります。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する等の理由によって、生理用品の購入ができなくなるといった、いわゆる生理の貧困という状況がクローズアップされ、当町においても議員からの要望なども受けただ中で協議し、事業化を図ったものであります。以降、草津町におきましては、生理用品の無償配布という草津なでしこサポート事業として、令和三年五月から実施しております。

有坂議員からの質問には、事業の再開との要望であります。草津町役場公式ホームページにも掲載しているとおり、事業は現在も継続をしております。この事業費が決算に出てこないという指摘に関しては、事業年度開始の令和三年度において生理用品を九千個用意をしております。そして現在まで約三千個の利用がありました。今もなお十分な量が確保されていることから、決算への反映がないということになります。

配布場所は、役場福祉課や総合保健センターでの窓口で行っており、このほか中学校においては保健室での養護教諭の対応によって生徒が気軽に利用できる雰囲気づくりが構築をされております。

また、社会福祉協議会や健康推進課が保健センターで行う窓口対応には一定の利用があるものの、役場内においては利用が少ないという実態もあるため、周知方法については今後工夫をしてまいりたいと思っております。やはり仏作って魂入れずではないですけれども、ただやればいいというのではなくて、積極的に利用してもらおうように何か工夫があるならば、担当のほうに指示をしてやらせたいと思っております。

議員からは、他県の高校による活動事例を挙げていただきましたが、質問の生理の貧困が世界各国で話題となった背景には、国際女性デーや女性の健康週間などを通じて、発展途上国のみならず、先進国においても貧困格差が広がっているとの指摘の中から起きている行動であると認識しているところであります。

当町といたしましても、生活保護制度の活用など福祉的な視点による対策を継続し、実施をしながら、並行して災害時を想定した備蓄確保などの観点も視野に入れ、このように向かっていきたいと思っております。

何度も言いますが、私の政策は福祉と観光の両立するまちづくり。先ほどの一般質問にもありましたけれども、教育も物すごく重要なことだと思っておりますので、私としてはできる限りのことは全てスピーディにやってきたつもりでございますので、その姿勢はこれからも忘れるつもりはありません。

私のスローガンの福祉というものを決してないがしろにすることなく、どこの町よりも草津は親切だ、良い町だと言われるように、これからも頑張って取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） はい、ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和五年第五回草津町議会定例会を閉会といたします。

最後に、私のほうからお詫びを申し上げます。

先ほど議案第十五号から十七号まで、町長から再議に付されましたが、このようなことがないように、これから気をつけてまいりたいと思います。

なお、このようなときに議案別採決という方法を現在までとっておりますので、皆さん方から動議を出していただいと  
いうこともできませんので、よろしくお願いいたします。

大変どうもご苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉 会 午後二時二十三分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和五年 月 日

議長 宮崎 謹一

署名議員 有坂 太宏

署名議員 上坂 国由